



みなべ町長期総合計画

# みなべ町長期総合計画

平成19年3月

和歌山県みなべ町

平成19年3月  
和歌山県みなべ町

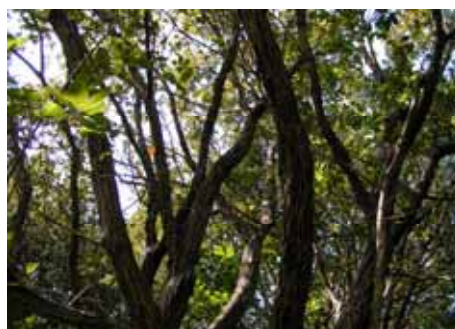
# みなべ町民憲章

わたしたちは 日本一の梅の里  
みなべ町の歴史と自然の恵みに感謝し  
だれもが住みたいと思える  
新しいまちづくりへの誓いをこめて  
ここに町民憲章を定めます

- 1 海 山 川の自然を愛し 美しいまちをつくります
- 1 産業に誇りをもち 活力あるまちをつくります
- 1 健康と安全を願い 笑顔あふれるまちをつくります
- 1 歴史に学び 香り高い文化のまちをつくります
- 1 交流の輪を広げ 互いに支えあうまちをつくります



町の花 うめ



町の木 うばめがし



町の鳥 うぐいす



町の魚 いわし

## ごあいさつ

豊かな自然に恵まれたみなべ町が、平成 16 年 10 月に発足して 2 年半が経ちました。

みなべ町政を運営していくうえで指針となるのが「みなべ町長期総合計画」です。これからの行政運営は、町民の視点に立ち、町民と行政がパートナーシップを発揮してまちづくりを進めていく必要があることから、この長期総合計画は、24 人の町民の方々に構成する住民会議を開催し、計画の基本である政策レベルから町民の皆様の意思を尊重し、計画策定を進めました。

本計画の最大の特色は、住民生活の目標との関連をわかりやすくし、積極的に町民の皆様の参画を取り入れたところにあります。

平成 18 年 8 月にみなべ町長期総合計画審議会に諮問をいたしまして、慎重かつ熱心な審議を賜り、また、本計画に対する町民からの意見をいただく「パブリックコメント」も実施し、12 月に答申をいただきました。

平成 18 年第 4 回議会定例会に上程し、梅の里まちづくり政策調査特別委員会で審議され、平成 19 年 3 月開催の定例議会におきまして、まちづくりの理念と基本方向を示しました「基本構想」の議決をいただいて、みなべ町長期総合計画の完成にいたっております。

町民の皆様の参画と協働のもと、自立したまちづくりを強力に推進してまいりますので、より一層のご指導とご協力をお願いいたします。

おわりに、この計画の策定にあたり貴重なご意見ご指導を賜りました長期総合計画審議会委員、長期総合計画住民会議委員の皆様はじめ、関係の皆様から心から御礼申し上げます。

平成 19 年 3 月

みなべ町長 山内 五良



## 目 次

### 第 1 編 計画の策定にあたって

---

第 1 章 計画策定の意義	2
第 2 章 計画の構成	3
第 3 章 みなべ町をとりまく社会の動向	4
第 4 章 町の概況	6
第 5 章 策定の手順	11
第 6 章 まちづくりの課題	12

### 第 2 編 基本構想

---

第 1 章 みなべ町の将来像	16
第 2 章 将来人口	17
第 3 章 みなべ町の将来地域構造	18
第 4 章 政策の大綱	20

### 第 3 編 基本計画

---

第 1 章 緑豊かで快適なまち	27
第 2 章 永く住みたい魅力あるまち	41
第 3 章 便利・安心・安全なまち	49
第 4 章 町民参画と官民協働のまち	59
第 5 章 うめ日本一の元気なまち	67

### 参考資料

---

# 第1編 計画の策定にあたって

## 第1章 計画策定の意義

みなべ町は、平成16年10月1日に、南部町・南部川村の合併により誕生しました。合併前には、この2町村が個性豊かなまちづくりに取り組み、それぞれ成果をあげてきました。新しく誕生したみなべ町では、この成果を引き継ぎ、貴重な資源を地域の連携で生かし、町内各地域の均衡ある発展や一体感を醸成していく取り組みが必要となっています。

一方、近年の社会経済の潮流は、国・地方の財政の硬直化、本格的なIT社会の到来、経済のグローバル化の急速な進展、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来など、大きな時代の転換期を迎えています。

このような背景を受けてみなべ町は、地域の活力と地域の存在価値を高めながら、町民とともに地域の振興やコミュニティの課題解決に取り組み、協働のまちづくりを推進することが求められています。

本計画は、こうした時代の潮流に対応するとともに、地域資源と人材を活かし、町民みんなの知恵と行動によるまちづくりを進めるための指針として策定するものです。

## 第2章 計画の構成

### 1. 計画の名称

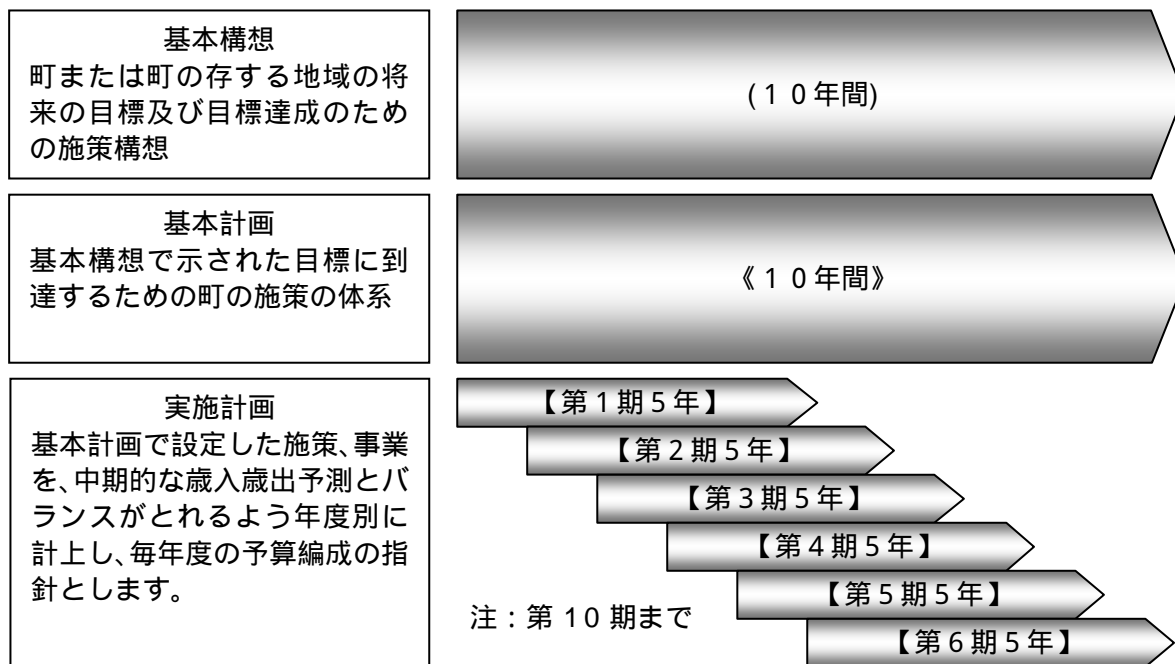
この計画の名称は「みなべ町長期総合計画」とします。

### 2. 計画の期間

この計画の期間は平成19年度(2007年)から平成28年度(2016年)までの10年間とします。ただし、社会経済状況の大きな変動に対して柔軟に対応し、計画の見直しを行うこともあります。

### 3. 計画の構成

この計画は基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成されます。



## 第3章 みなべ町をとりまく社会の動向

### 1．価値観や生活様式の多様化

物質的な豊かさがほぼ達成され、人々の価値観は物の豊かさから心の豊かさへと変化し、それに伴い生活様式は生活の質を重視する傾向が高まり、かつ多様化・高度化しています。

人間関係も、従来の職業組織中心から家族・地域社会、そして考え方を共有する「知縁」といった新たな関係へと広がりを見せるようになり、ボランティア活動などによる社会参加が活発になってきています。

このような社会的ニーズの多様化に適切に対応していく一方、地域社会の自発性を一層尊重して、町民と行政との新たな役割分担を築いていく必要があります。

### 2．少子・高齢社会の到来

わが国は、かつて経験したことがない急速な勢いで少子・高齢化が進んでいます。また人口は既に減少局面に入っており、今後高齢化は一層進行すると見込まれています。

高齢社会においては、保健・医療・福祉等の需要が増加し、かつ、そのニーズは多様化します。一方では、元気な高齢者が知識や経験を活かし、社会の一翼を担っていきいきと就業や社会参加のできる社会の構築が求められています。少子化の進行に対しては、国・地方自治体そして民間企業を通じての総合的な子育て支援策など、安心して子どもを産み育てることのできる社会環境づくりが必要となっています。

また、少子・高齢社会を支える生産年齢人口の増加が期待できない状況のもとでは、その負担力に限界が現れ、今後あらゆる分野で社会システムや既存施策の見直しが必要になるといわれています。

### 3．地方分権の進展

新しい全国総合開発計画である「21世紀の国土のグランドデザイン」では、地域の自立の促進がうたわれ、個性的な地域間の連携と交流による国土づくりの方針が示されました。異なる自然環境、歴史、風土、文化を持つそれぞれの地域が、その個性を活かしたまちづくりに自主的に取り組むことで発展を図ろうとするものです。

平成7年5月に地方分権推進法が成立し、平成10年5月に閣議決定された地方分権推進計画とそれに続く地方分権一括法の施行(平成12年4月)により、地方分権は新たな段階に入りました。地方自治体は国と地方との税財源再配分問題の解決とともに、地方分権への取り組みと受け皿の整備を進める必要があります。

#### 4．IT の時代

家庭や企業でのインターネットの普及率が年々増加する中で、国では電子政府、地方では電子自治体への整備が進められています。

電子自治体は、IT を活用しての情報化・ネットワーク化によって、ワンストップサービスやノンストップ運用など、町民が必要な情報を提供していくことを目標としています。

これからは、町民が使いやすく分かりやすいサービスの提供を目指して、IT の事務への活用などを進め、町からの情報提供だけでなく、IT の双方向性を有効に活用していくことが必要です。

#### 5．経済低成長と産業再編の時代

日本はバブル経済が崩壊して 15 年あまりが経過し、輸出の増加や生産の下げ止まり傾向などを背景に、これからは緩やかな景気回復が期待されています。しかし、デフレの克服や株価の低迷など先行きが不透明なことから、雇用・所得環境などの改善には、依然厳しい状況が続くものと考えられます。

国では、構造改革による経済の活性化を進めていますが、国民が豊かさを感じられるようになるには、まだ長い道のりが必要です。

#### 6．地球環境の時代

地球温暖化の防止や環境型社会の構築など地球環境を守っていくことは、個人や地域だけでなく地球規模で取り組むべき緊急かつ重要な課題です。自然保護、大気・水質環境対策、資源の有効活用、ごみ処理問題の改善など近年関心が高まり、幅広い活動が行われています。

これからも経済と環境の両立を考えながら、行政、町民、企業などがそれぞれ身近な問題として真剣に取り組み、きれいなまち、美しい地球を次世代に引き継いでいかなければなりません。

#### 7．町民参画と協働の時代(ガバメントからガバナンスへ)

住民のまちづくりへの参画意識の高まりやボランティア活動など社会貢献活動の拡大が見られる中、平成 10 年に特定非営利活動促進法(NPO 法)が施行されて、住民活動の延長線上にある NPO などが、新たな住民サービスの担い手として注目され、その柔軟性や機動性を生かして多くの実績を残しています。

これからは「地域のことは地域で」というように、地域が主体性を持ち、その能力を十分発揮できるよう行政が積極的な支援を行い、行政と町民が協働してまちづくりを進めていく必要があります。

## 第4章 町の概況

### 1. 町の沿革

南部川を流域とするみなべ町は、古代においては日高六郷の一つ「南部郷」として、また、平安時代から中世にかけては「南部庄」として一つの地域を構成していました。江戸時代に入ってからこの地域においては、「南部組」という組が構成され一つの地域として機能していました。

明治の大合併では、近代的な地方自治制度である市制・町村制を施行し、戸籍や小学校などの基本的な仕事を処理できるような自治体能力をもたせるために、300～500戸を標準として町村合併が強制的に進められました。この大合併により両町村においても、30あった村々が、南部村、岩代村、上南部村、高城村、清川村に合併されました。

昭和の大合併においては、第二次大戦後の新憲法のもとで、仕事や権限はできるだけ地方自治体に、とりわけ住民に最も身近な基礎自治体である市町村に配分すべきであるという考え方のもと、社会福祉や保健衛生、学校教育や消防などの多くの仕事が市町村でこなせるよう、昭和28年に「町村合併促進法」が制定されました。本町では、地域の一体性を実現する意義から南部川流域の5町村による合併が検討されていた時期もありましたが、昭和29年8月に岩代村が南部町に統合され、その後昭和29年12月には上南部村、高城村、清川村の3村が合併され南部川村として発足しています。そして平成16年10月1日、南部町と南部川村が合併し、みなべ町が誕生しました。

図 みなべ町の沿革



## 2. 位置と地勢

本町は、紀伊半島の南西部、和歌山県の海岸線のほぼ中央に位置しています。日高郡に属し、紀南地域の中心都市である田辺市に隣接しています。生活圏域としては、田辺広域圏と御坊広域圏の中間地域に位置しています。

総面積は120.26 km<sup>2</sup>で、現在の和歌山県下市町村平均面積の157.53 km<sup>2</sup>を少し下回ることとなり、和歌山県全域面積(4,726 km<sup>2</sup>)の約2.5%を占めます。

紀州灘を臨み、南部川流域に広がる丘陵地、低地、山林地帯を含むバラエティに富んだ地勢を持っており、丘陵地にひろがる梅林では日本一のブランドを誇る「南高梅」の栽培が盛んです。

山間部は、森林、渓谷などの自然資源に恵まれ、「鶴の湯温泉」があります。また、炭の最高級品である「紀州備長炭」の生産が盛んであり、備長炭の里としても有名です。

黒潮洗う海岸部は、風光明媚な景観を誇り、「国民宿舎紀州路みなべ」などの温泉施設があり、海釣りをはじめとした海洋レジャーや漁業も盛んで、「千里の浜」は貴重な自然資源であるアカウミガメの産卵の地として全国的に有名です。

図 みなべ町の位置



3.人口

平成17年の国勢調査によると、本町は人口14,200人で和歌山県全体の人口(1,035,969人)の1.4%を占めます。

また、産業別就業者割合を見ると、第一次産業が40.5%となっており、全国平均の4.8%と比較して極めて高く、また和歌山県平均の10.4%と比較しても高く、典型的な農林水産業主体のまちであるといえます。

世代別の人口構成をみると、65歳以上の高齢者比率が25.5%で、全国平均の20.1%、和歌山県平均の24.1%と比較して高く、高齢者率が高い地域であるといえます。

みなべ町の基礎指標

	面積 (k m <sup>2</sup> )	人口 (人)	産業別就業者割合(%)			年齢別(3区分)人口割合		
			1次	2次	3次	15歳未満	15~65歳	65歳以上
みなべ町	120.26	14,200	40.5%	22.3%	37.1%	15.9%	58.6%	25.5%
和歌山県	4,726	1,035,969	10.4%	23.1%	64.8%	13.8%	62.0%	24.1%
全国	377,915	127,767,994	4.8%	26.1%	67.2%	13.7%	65.8%	20.1%

資料：平成17年国勢調査

平成 18 年 5 月 1 日の総務省の推計人口によると、日本の人口は減少に転じており、平成 28 年には 1 億 2591 万人になると予測されています。

それに対し、本町では、1980 年代から既に人口減少が始まっており、今後も全国の推計よりも早いスピードで人口の減少が進み、基本構想の目標年度である平成 28 年には約 12,600 人(平成 12 年と 17 年の国勢調査人口の推移から推計)と、現在より 1,606 人、約 11%程度減少することが予測されます。

図 全国及びみなべ町の将来人口予測(国による推計などより作成)

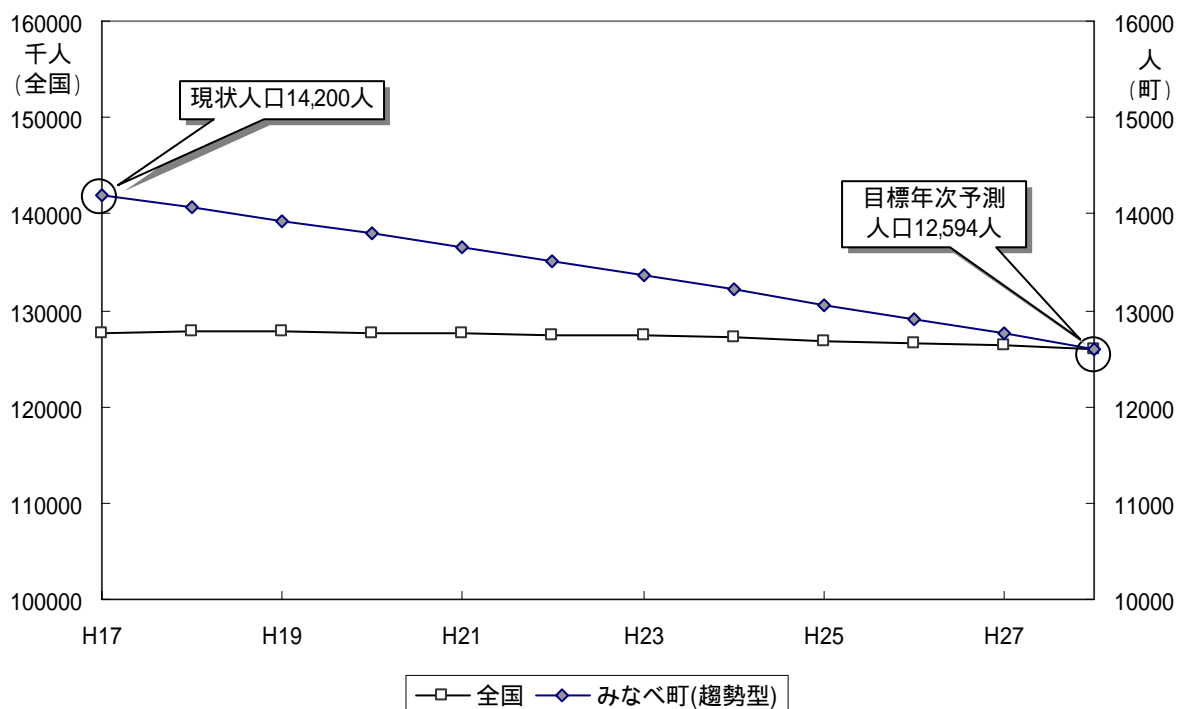


図 H17年人口構成

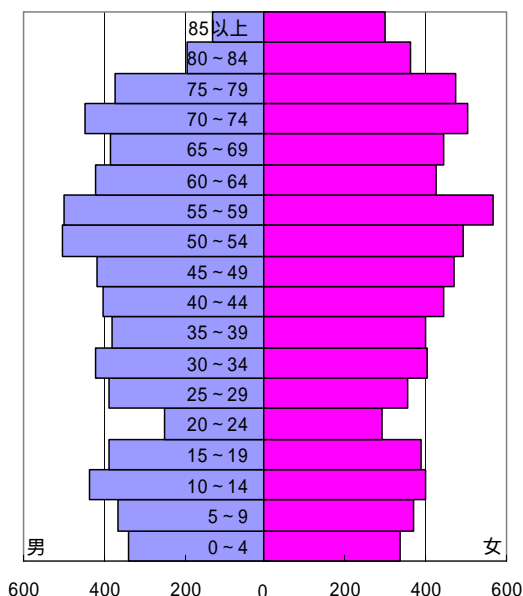
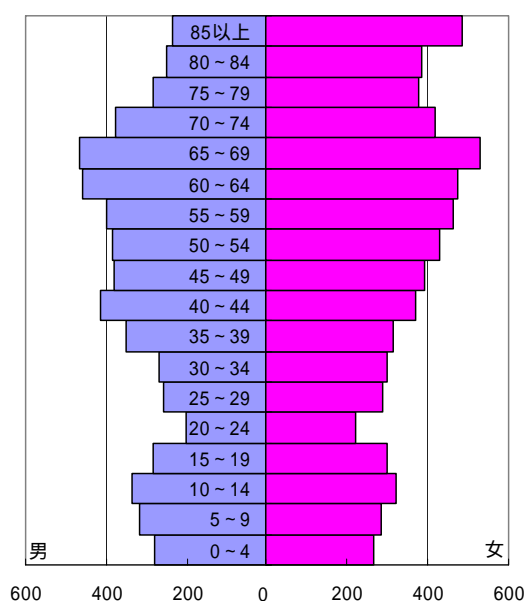


図 H28年人口構成

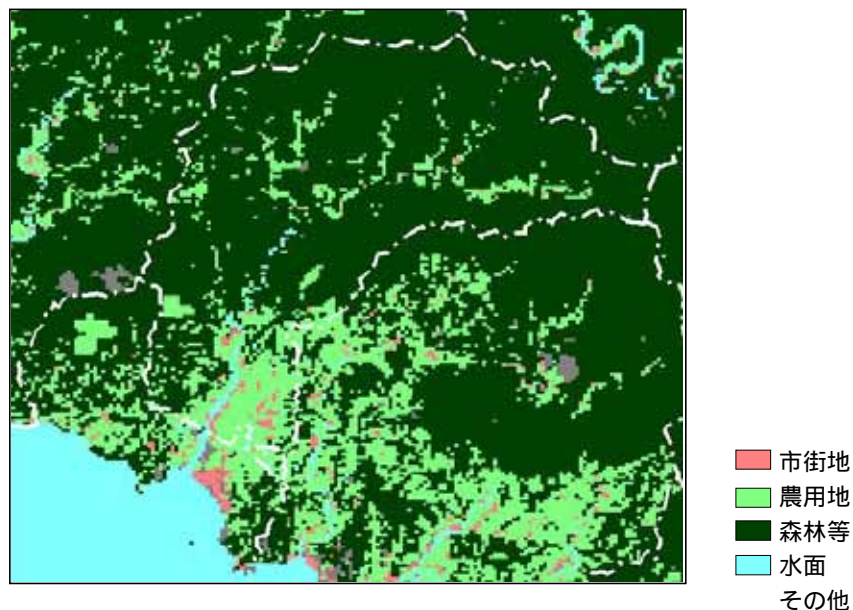


4. 土地利用

土地利用現況は、森林面積が約 7 割（8,200ha）、農地が約 2 割（2,440ha）を占めています。行政面積から森林、水面等を除いたいわゆる可住地面積は 3,723ha となり可住地面積率は 31.0%、可住地面積あたりの人口密度は 381 人/km<sup>2</sup> です。

（可住地面積については「平成 18 年度和歌山県のすがた」より）

図表 土地利用



地目別土地面積

単位：ha

田	畑	森林	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	計
279	2,161	8,200	398	379	241	368	12,026
2.3%	18.0%	68.2%	3.3%	3.1%	2.0%	3.1%	100.0%

資料：土地利用現況把握調査（平成 17 年 10 月 1 日現在）

## 第5章 策定の手順

### 1. 町民参画の新たな試み

本計画は、初期の段階から24人の町民で構成する住民会議を開催し、計画策定を進めました。

これからの行政運営は、町民の視点に立ち、町民をパートナーとしてまちづくりを進めていく必要があることから、計画の基本である政策レベルから町民の意思を最大限に尊重したこと、まちづくりの課題解決についても、町民との協働を見据えた新たなシステムづくりを意識したことなど、行政運営上最も重要な指針である長期総合計画の策定から運用に至るまで、積極的に町民参画を取り入れた戦略的な試みであり、この点が本計画の最大の特徴となっています。

### 2. 基本構想への住民会議提言

みなべ町長期総合計画策定に係る住民会議は、平成17年12月15日に設置され、以来6回の会議を開催し、意見をまとめました。

4回の全体会議のほか、2回の分科会はワークショップ形式を採用し、町の将来像を実現するための5つの政策について、町民の視点から見たあり方を提言書としてとりまとめました。6回の公式会議の他、自主会合も開催され、熱心な論議が行われました。

その結果、みなべ町が将来像の実現に向けてまちづくりを行っていくには、従来のような総花的な計画ではなく、目標を定め、目標を達成するための手段が明確な計画の体系づくりと着実に実施していく体制づくりが必要であり、また、何でも行政任せにするといった風潮を払拭し、町民がまちづくりに関心を持って共に実現していくことが必要という基本的な考え方を提言しました。

町の将来像である、町民と行政とのパートナーシップのもと、こころの豊かさを感じながら充実した生活を営むことができる「海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまちみなべ町」の実現に向けた協働の貴重な第一歩として位置づけることができます。

## 第6章 まちづくりの課題

### 1. 産業振興による元気なまちづくりに向けた課題

みなべ町は、海・山・川の豊かな自然の恵みを受けた農林漁業を活力の源とするまちであり、今後もこれらの基幹産業を支えとして発展していくことが期待されます。しかし、これらの産業は社会潮流の変化の影響を受けて以下のような問題を抱えています。

みなべ町の梅の生産量は全国一を誇りますが、輸入の増加や国内他産地の台頭による相対的競争力の低下、消費の伸び悩み(特に若い世代)などにより、梅産業全体が伸び悩む傾向にあります。また、備長炭は原材料の不足やエネルギー産業としてのニーズの低下、従業員の減少などにより生産量は横ばいで推移しています。漁業については、魚価の低迷、従業者の高齢化と後継者不足、豊漁不漁の格差が大きいなど構造的な問題を抱えています。商業環境は郊外型量販店の立地、交通環境の相対的悪化などにより中心部商店街が衰退する傾向にあります。観光については梅林、温泉、海浜、特産品など様々な資源があり、高速道路の開通など観光客誘致の条件も整ってきましたが、まちを支える産業として成長の余地を残しています。

まちを持続的に発展させるためには、これらの問題に産業ごとの専門的な対応を図っていくことも必要ですが、業種間の垣根を乗り越えた取り組みによって、新たな活路を開いていくことが重要です。

### 2. 豊かな自然環境にとけ込んだ快適生活環境づくりに向けた課題

みなべ町は豊かな自然に恵まれており、まちの営みのいたるところでその恩恵を受けています。しかし、林業の低迷による人工林の管理不足や産業排水などは森林環境や河川の水質に影響を与えています。また、山間部などへのごみの不法投棄、生活空間でのごみのポイ捨てなどもみられ、環境、生態系への影響のみならず景観をも悪くします。このような自然環境の阻害要因を取り除き、自然環境と共生するまちにしていくことが必要です。

可住地面積における人口密度は381人/km<sup>2</sup>で、都市計画区域に指定されている旧南部町域は宅地が不足する傾向にあります。都市計画区域の見直しとともに、土地利用転換の動向をみつつ、乱開発を抑制し、適切な宅地供給と空家の有効利用を誘導していく必要があります。また、居住ニーズにあわせた住環境の整備が必要です。さらに、町内には農村集落の原風景や町中や水辺の良好な景観が多く残されており、これらの景観を後世に残し育てていくことが望まれます。

なお、みなべ町の、海・山・川の自然環境、中心市街地の都市的環境などを保全・創造しつつ、これらの恵まれた環境を、町民及び町を訪れる人々が享受できるよう交通基盤及び交通手段を充実することが重要です。

### 3. ころ豊かに暮らせる環境づくりに向けた課題

わが国の総人口は平成18年をピークとして減少すると予想されていましたが、既に平成17年から人口減少が始まりました。みなべ町では1980年代から既に人口減少が始まっており、単純推計では今後も減少することが予想されます。人々の価値観が量から質へと転換し多様化しており、まちづくりに対する日々の生活からのニーズも心豊かに暮らせる環境が求められるようになっていきます。このため、生涯学習、ボランティア活動などを通じたいきがづくり、これらの活動を支える人づくりが求められます。

また、少子化は地域の存続にとって大きな問題であり、安心して子育て・子育て出来る環境づくりと将来のみなべ町を担っていく子どもたちの教育環境づくりが必要です。

### 4. 安全・安心に守られる仕組みづくりに向けた課題

みなべ町は和歌山県の中でも高齢者率が高い割には住民一人当たりの医療費が少なく“健康のまち”という特徴があります。しかし、今後、ますます高齢者が増えることで高齢者医療のニーズが高くなることが予想されます。このため、医療体制の充実、移動サービスの向上、また、健康食品である梅干や青物魚類を使った健康づくりが必要です。

また、地震や風水害などの自然災害、火災、交通事故などの人的災害から町民及び町民の財産を守り、安心して暮らせる環境が求められています。さらに、全国的な傾向として高齢者を対象とした詐欺や子どもを狙った犯罪が増加するなかで安全に暮らせる環境づくりが求められています。

### 5. まちづくり全体を支える基盤づくりに向けた課題

地方分権の推進は、みなべ町の個性を生かしたまちづくりを可能にしますが、一方で政策決定の自己責任と自主的な財源確保・配分を迫られます。このため、みなべ町の住民参画をふまえた意志決定をするための仕組みや実際のまちづくりに取り組む体制、またそれらを実行するための財源確保など、まちづくり全体を支える基盤づくりが求められています。

## 第2編 基本構想

## 第1章 みなべ町の将来像

### 1. みなべ町の将来像

みなべ町は農業、林業、漁業が盛んで、特に梅、備長炭、魚介などの特産品の生産・加工を生業とする活力のある町です。また、海、山、川、温泉などの自然資源に恵まれており、これらの自然資源がもたらす、潤い・安らぎ、安心・安全、交流など様々な恩恵を受けています。一方、市街地においては、商業、公益的施設などの都市的機能が集積しており、買い物や食事など日常的なサービスを利用することができます。

しかし、今日の社会経済潮流の変動はこのような恵まれた環境にも大きな影響をもたらしており、このまま推移すれば、地域経済の低迷、自然環境の荒廃、まちの賑わいの消失などを招くことも予想されます。このようなまちの危機を回避し、住む人も訪れる人も元気いっぱい輝くことができるまちにするためには、行政依存型で画一的なまちづくりから脱却し、町民、事業者、行政の協働で、みなべ町の強みはさらに強く、弱みは補うというメリハリのあるまちづくりを進める必要があります。

競争力と自己責任が問われるこれからの時代において、まちの強みを発揮していくためには、地域の資源(人、自然、ノウハウ、土地、資本など)を有効に活用していく必要があります。そこで、この恵まれた環境、基盤を持続的に発展させつつ、新しいまちとしての一体感のもとで人を育み、日本一元気なまちにしたいという想いを、以下のような将来像とまちづくりの柱で表わします。



図 みなべ町のまちづくりイメージ図



## 第2章 将来人口

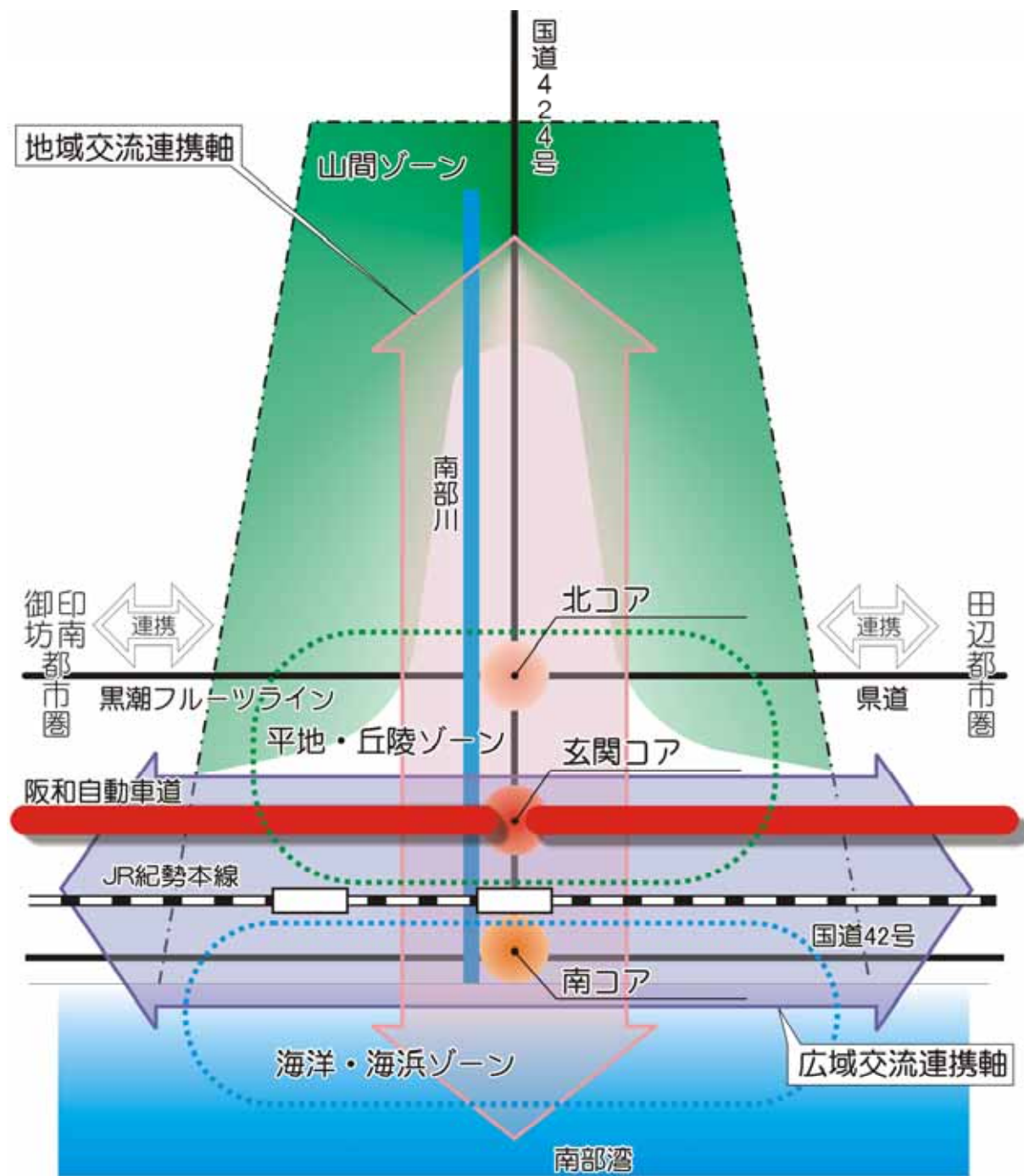
全国的に少子高齢化が進む状況の中で、現在の町民が、今後も住み続けたいと思う施策の推進とともに、地域での仕事づくり等により若者の流出をくい止め、多自然居住地域としてみなべ町の魅力を発信し、都市からの移住者を受け入れるなど、現在の定住人口の維持向上を図ります。

また、魅力ある多世代居住等の推奨により、世帯数は現状程度の維持向上を目指します。

### 第3章 みなべ町の将来地域構造

本町の地域構造は、まちの軸として「地域交流連携軸」、「広域交流連携軸」の2軸、ゾーンとして「海洋・海浜ゾーン」、「平地・丘陵ゾーン」、「山間ゾーン」の3ゾーンからなり、軸の整備とゾーンの保全・整備を図りつつ、隣接都市圏の「田辺都市圏」、「御坊・印南都市圏」と連携することにより、みなべ町の将来像を実現していきます。

図 みなべ町の将来地域構造



## コア

まちとしての活力や町民の生活機能などを担う地域の拠点。

### [北コア]

第二庁舎周辺において産業支援機能などを整備し産業の振興を図る拠点とします。

### [玄関コア]

阪和自動車道周辺において地域の玄関口にふさわしい機能集積を促進するなど交流拠点とします。

### [南コア]

JR 南部駅周辺における公益施設の集積を生かし文化の振興を図る拠点とします。

## ゾーン

土地利用を総合的かつ適切に進めていくための、地域の土地利用特性をもとにした空間のおおまかな区分。

### [山間ゾーン]

自然環境の保全・再生により山間ゾーンの持つ公益的機能を高め、産業・生活に活用します。

### [平地・丘陵ゾーン]

農、工、商、住宅など多様な土地利用を調和させつつ、効率的な空間活用を進めます。

### [海洋・海浜ゾーン]

流域及び海岸線の環境の保全・再生により、美しい海を維持し、産業・生活に活用します。

## 軸

地域を貫く都市機能、交通機能や自然環境で町内や周辺都市との連携や交流などの機能を持つ。

### [地域交流連携軸]

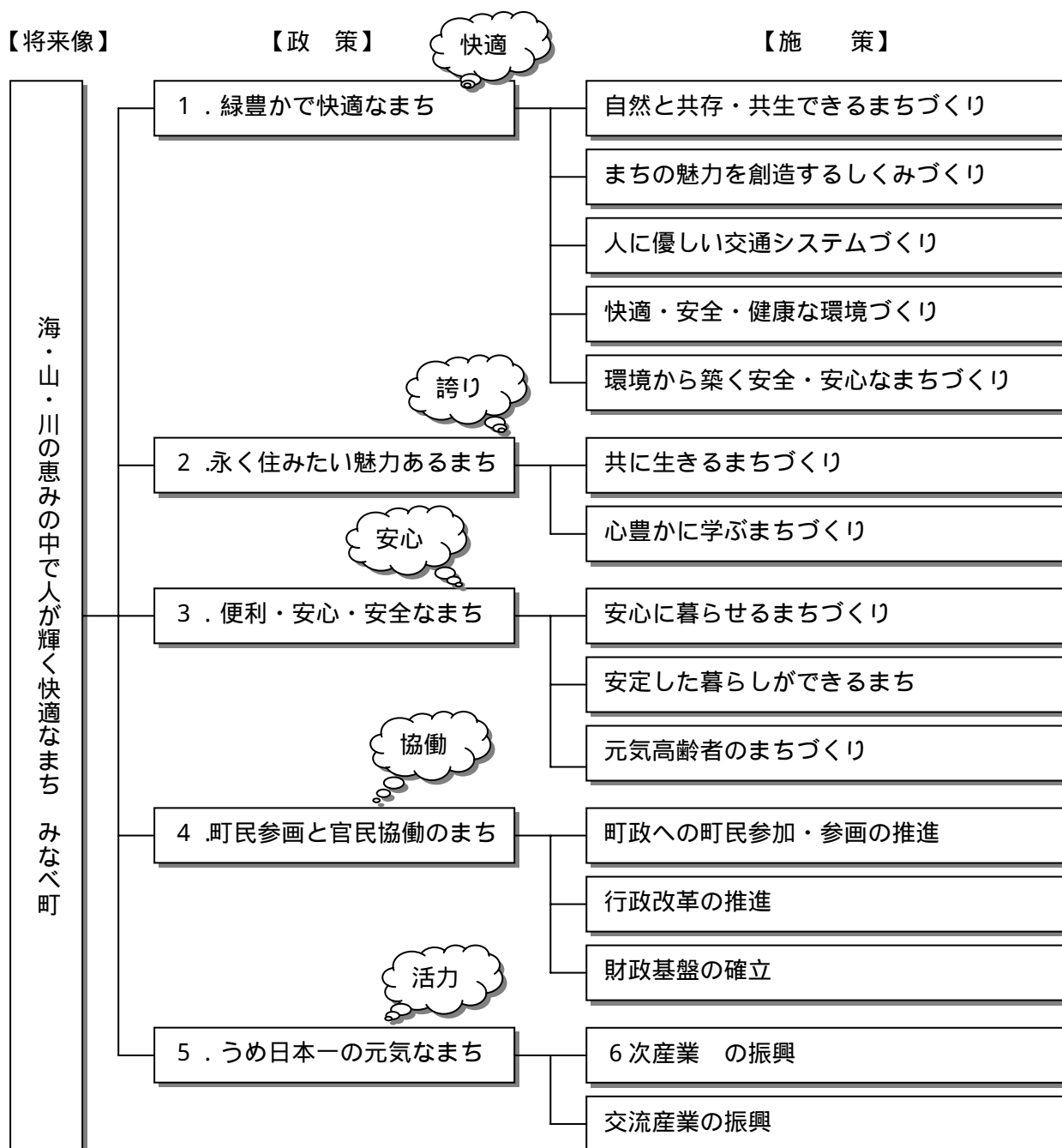
梅、炭、魚などの産業、海、山の自然、文化の交流・連携により、町の活性化を図ります。

### [広域交流連携軸]

田辺、御坊・印南都市圏等と連携し、相互補完するとともに紀南地域全体の発展を目指します。

## 第4章 政策の大綱

政策の大綱は、将来像を実現するための一つのまちのイメージ(政策)と政策を実現するための事業の集まりである施策などを整理し、将来像実現に向けての課題や、施策との関係などを明らかにするための基本的な枠組みにあたります。基本計画において、より詳細な政策体系が編成され、これに沿って、官民協働のまちづくりが図られていくこととなります。



### 6次産業

本町の主な産業(梅、備長炭、漁業)は、栽培(1次産業)・加工(2次産業)・流通(3次産業)の全ての業態が整っています。1、2、3は足しても掛けても6になることから、業態・業種を超えてそれぞれが連携し、産業全体を盛り上げていくという意味を込めて6次産業と言い表します。

## み 緑豊かで快適なまち(快適)

みなべ町は南部川水系のもと、森林、温泉、海などの多様な自然資源がもたらす、潤い・安らぎなど様々な恩恵を身近に感じられるまちです。これらの自然環境は町にとってかけがえのない財産であり、次世代に確実に引き継ぐために保全するとともに、有効活用していくことが望まれます。

豊かな自然を町民生活の中に取り込みつつ、生活の利便性と居住環境を確保することで、この地で生活する町民はもとよりまちを訪れる人々も、恵まれた自然へのあこがれと暮らしやすさを実感できる魅力ある環境を整えます。さらに町民参画によりこの環境を維持し続けることで、郷土意識を高め、都会にはない暮らしやすさを誇るができるまちにします。


また、恵まれた自然環境を保全するため、生活排水処理、ごみの減量化、まちの美化に官民協働で取り組んでいくとともに、省エネルギーや資源の再利用などを推進することによって、地球環境に配慮したまちを目指します。

## な 永く住みたい魅力あるまち(誇り)

全国的な潮流として少子化、高齢化が進んでおり、近い将来には超高齢社会、少子社会が到来すると予想されます。みなべ町においてもその傾向が現れており、高齢社会、少子社会への対応が求められます。また、みなべ町は合併前から、“誰もが住んでみたくなる心豊かで文化性の高いまち”を目指してきました。今後は、これらの基盤を生かしつつ、人々の価値観の多様化が進む中で、学校・家庭・地域社会の連携を通じて、お互いの個性を尊重し、思いやりの気持ちを持ったところ豊かなひとづくりを展開していくことが求められます。

このため、子どもから高齢者まですべてのひとが自己実現できる環境づくり、ゆとりや個性、こころの豊かさ、生きる力を重視した教育・学習の場づくり、さらに、数多くの歴史的文化的資源に恵まれた地域文化の振興を図ることによって、誰もが永く住みたいと感じる魅力あるまちにしていきます。また、子を持つ親が安心して教育を委ねる、また共に教育する環境の実現に向けて、地元の学校に誇りを持てるよう盛り上げていきます。

さらに、あらゆる町民が平等で自信を持って生活・活動できるように、人権教育、人権啓発に取り組みます。

 便利・安心・安全なまち(安心)

近い将来、発生が予測される南海地震、地球規模の異常気象の影響などが危惧されており、また子どもやお年寄りを狙った犯罪や高齢者の関わる交通事故など、人々の生活は多くの危険性と隣り合わせにあるといえます。地震や暴風雨等の自然災害、犯罪や交通事故等の人的災害から町民を守り、安心して生活を送ることができる環境の確保が求められています。

このため、町民のみならずまちを訪れる人々が安全、安心に学び、働き、活動できる環境として防災、救急、交通安全、防犯などのシステムを整えていくことが急務です。特に昨今は子どもを狙った犯罪が目立つことから、安心して外で元気よく遊べる空間づくりに努めます。さらに、高齢者や障がい者も安心して外出や活動ができるバリアフリーの空間づくり、また誰もが心を癒し、リラックスして生活を送ることができる環境づくりを進めます。

しかし、町民の便利・安心・安全は行政だけで完全にカバーすることができません。また、大規模災害時には被災が広域に及ぶため行政による救援の手が不足します。このため、近隣住民による自主防災の体制、また自主防災組織同士の支援・連携の仕組みを整え、まち(ひと)を守る環境を整えていきます。自主防災の強化については、地域ぐるみによる防災・防犯活動意識の啓発・高揚に努め、住民コミュニティによる積極的な活動を促進していきます。

 ちよ町民参画と官民協働のまち(協働)

戦後から今日までのまちづくりは、右肩上がりの成長を前提として、公平性・効率性を求めて全国で画一的に、かつ行政主導のもとに行われてきました。しかし、精神面の豊かさが重んじられ、情報化と共に人々の価値観が多様化してきた今日においては、これまでの行政主導型のまちづくりでは住民ニーズに対するきめ細かな対応が困難になっています。このため、今後は町民と行政が目指すべきまちの姿(将来像)を共有し、協働と役割分担で将来像を実現していく必要があります。

まず、一部の町民だけによる町政への町民参画は高い効果が期待できないため、全町が一体となって取り組めるよう、その動きを積極的に行政がサポートします。

また、現時点では、まちづくりに関する情報は行政が最も把握しているので、官民協働の可能性のあるまちづくりに関して積極的に情報提供し、協働の機会を広げていきます。

さらに、町民参画と官民協働のまちづくりは、町民の意識改革と努力が必要であり行政はそのための支援を行います。また、行政も職員の意識改革と努力が必要であり、積極的に行政改革を進め、事務の効率化、財政基盤の確立を図り、官民協働のまちづくりを進めていきます。

## うめ日本一の元気なまち(活力)

長らく続いた経済不況はようやく一部回復の兆しが見え始めましたが、地域間格差や業種間格差の広がりなど依然として厳しい状況が続いています。

みなべ町は、産業別就業者割合を見ると、第一次産業が40.5%となっており、全国平均の4.8%と比較して極めて高く、また和歌山県平均の10.4%と比較しても高く、典型的な農林水産業主体のまちであるといえます。梅の生産量は、平成17年実績で3万300トン(全国シェア24.6%)で、本町を除く田辺周辺市町村の総生産量2万9270トン(同23.8%)を上回り、全国一の梅の生産量を誇ります。うめ産業の他にも備長炭や漁業など特徴的な産業によって地域経済が支えられており、全国的な経済不況に対して比較的恵まれた状況におかれていました。この活力を持続的に発展させるためには、既存産業の振興とともに、新たな産業の起業や誘致を進める必要があります。

まず基幹産業である“うめ産業”の振興を図るため、国内外の産地競争に打ち勝つとともに消費拡大につながるイメージ戦略(産地ブランド化、医学的効能のPRなど)の展開や新たな加工品の開発、海外進出など多面的な取り組みを進めます。また、これらの取り組みが効率的・効果的になるよう、これまでも実践してきた6次産業化をさらに充実します。うめ以外にも備長炭の生産を中心とする山産業、沿岸漁業を中心とする海産業についても、6次産業化を進め効率性と競争力を高めるとともに、“うめ”“やま”“うみ”相互の産業が様々な形で連携することによって“みなべブランド”を打ち立て、たとえばマーケットで販促メリットが生まれるような相乗効果を狙います。

さらに、新産業(うめ関連またはコミュニティビジネス)の起業や事業所等の誘致を進め、まちの活力を高めるとともに、職の選択の多様化によって若い年代が定住しやすい環境を整えます。このように定住人口を増やすことはサービス産業の活性化につながります。とくに、商店街の活性化は事業者の売上向上のみならず、品揃えや価格面で消費者にメリットをもたらします。また、人が集まることで交流機能が高まり、さまざまなイベントや活動の場となることで、まちに活気を呼び戻します。このようなさまざまな好循環を生み出す産業戦略を進めていきます。

# 第3編 基本計画



第1章 緑豊かで快適なまち

## 第1節 自然と共存・共生できるまちづくり

### 現況と課題

私たちのまちは、海・山・川の豊かな自然に恵まれており、これらの自然環境は、基幹産業である農業をはじめ林業、漁業の基盤となり、日々の私たちの生活に安らぎと潤いを与えるなどまち全体に多大な恩恵を授けています。

これらの自然環境は、観光や交流においても重要な役割を果たしており、温泉や産業観光(観梅、炭焼き体験、体験漁業など)が町内外の人々をもてなしています。また、自然環境は人だけでなく様々な生物を育てており、その生物の存在が私たちに安心と感動を与えてくれます。特に千里海岸はアカウミガメの産卵場所として有名であり、産卵時期には多くの人々が観察に訪れています。

一方、二次的自然(田畑、里山、ため池など)や公園(小目津公園など)は住民の日常生活に密接に関わり潤いと安らぎをもたらしています。

近年、下水道整備が推進され水質は改善されつつありますが、上流部の開発などによる河川の水質汚濁や有害鳥獣の被害などが増えてきています。また、公園及び街路樹の維持管理費等も大きな財政負担となってきたため、官民一体となって、これらの問題を改善すべく取り組むことが重要となっています。さらに、長期的な視点から、この豊かな自然環境のもとで町が活力を維持できるよう、この自然を次世代に引き継ぐことが必要です。

主な山		単位：m
名称	標高	
舞ヶ辻山	321.0	
城山	223.8	
大久保山	194.0	
高田山	222.0	
三里峰	772.0	
白木尾山	501.5	
行者山	422.8	
高幡山	413.9	

資料：南部町史、南部川村戦後五十年史

主な川		単位：km
名称	延長	
南部川	37.1	
西岩代川	3.2	
東岩代川	3.6	
市井川	7.9	

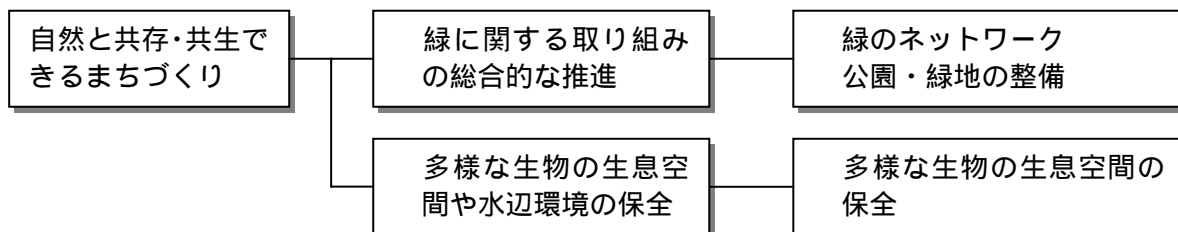
資料：県河川課

基本方向

豊かな自然を守るため、環境対策に配慮するとともに、町民およびまちを訪れる人々が自然を身近に感じられるよう自然環境を生かした公園の整備を進めます。

また、川、海等の浄化、里山、山林の管理を行い、自然環境を維持改善することで、次世代へ確実に自然を引き継ぐとともに、アカウミガメをはじめとする生態系の保護に努めていきます。

施策体系



緑に関する取り組みの総合的な推進

緑のネットワーク

山、川、海の連鎖を生かした緑のネットワークを維持・強化していきます。

公園・緑地の整備

日常生活空間における公園整備により、ふれあいの場を作ります。また、100年の森(三里峰)づくりを進めます。

多様な生物の生息空間や水辺環境の保全

多様な生物の生息空間の保全

官民協働による河川や水辺の清掃活動を通じて生態系の保全を図るとともに、自然との共生・共存に努めます。

## 第2節 まちの魅力を創造するしくみづくり

### 現況と課題

本町の総面積は120.26 km<sup>2</sup>であり、土地利用現況は、森林面積が約7割(8,200ha)、農地が約2割(2,440ha)を占めています。可住地面積は3,723ha、可住地面積率は31.0%、可住地面積あたりの人口密度は381人/km<sup>2</sup>です。

市街地は、南部都市計画区域(都市計画法に基づいたまちづくりを行う区域)に含まれ、岩代、塚、南部北部、上南部のほとんどと高城、清川の谷筋は農業振興地域に、また、山林の一部は保安林に指定されています。

また土地利用の動向は、樹園地、宅地が増加し、水田、畑、山林は減少傾向にあります。地区別の土地利用現況などは以下のとおりです。

### 市街地

町域面積の約1%の地区に総人口の35%以上の人が生息し、様々な都市的機能が集中しており、宅地が不足しています。駅前広場や関連する道路の整備が進み、都市基盤が整ってまいりましたが、なお狭隘な道路や低未利用地が散在しており、引き続き市街地の整備、土地の有効活用を進めていく必要があります。また市街地にある町営住宅については、一部老朽化しており改修について考えていく必要があります。漁業を営む地区は、道路が狭く住宅が密集しており、生活環境面での改善が必要な地区があります。

### 農業地

市街地の周辺から森林地の谷筋にかけて生産性の高い優良農地が広がっています。ほぼ全域で農業基盤整備が行われており、今後も農地として活用していきます。しかし、市街地周辺などの農地については、宅地への転換など都市的土地利用として活用することが考えられます。

### 海岸地

漁業エリアとその他海岸エリアに分かれますが、全般に自然景観に恵まれ、今後、観光・レクリエーションに活用していくことが考えられます。ただし、その他海岸エリアについては自然景観、動植物の生息地として保全していく必要があります。

### 森林地

町域の7割を占める森林地は一部が樹園地として開発されています。これらの森林は林業としての生産性は低いものの、水源かん養機能・防災機能・生活環境保全機能、海洋への影響などの公益的機能が高いことから維持管理を図っていく必要があります。

町には、北コア、玄関コア、南コアの3つの拠点があり(p18~19 図参照)、住民の生活機能などを担う中心的な役割を担っています。また、各自治会には、それぞれコミュニティセンタ-

が整備されており、町民の集いの場となっています。今後は、地域交流連携軸や広域交流連携軸(p18～19 図参照)を生かし、町の賑わいを創出していくことが必要です。

## 公営住宅等の状況

単位：戸

設置者	総戸数	簡易耐火平屋	簡易耐火構造 2 階	中層耐火構造 4 階	木造平屋	木造 2 階
町	209	4	69	32	47	57
県	18	0	18	0	0	0

資料：企画管財課(平成 18 年 4 月 1 日現在)

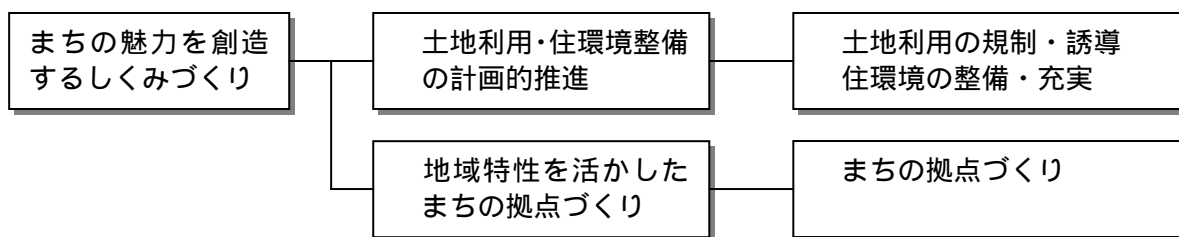
## 基本方向

限りある資源である土地は、まちの活動の基盤であり、自然環境を支える土台であります。この土地の保全と有効活用をバランス良くコントロールしていく必要があります。このため、ゾーン毎に土地利用方針を定め、計画的な土地利用を図っていきます。また、地籍調査については完了している地域もありますが、大半が未調査地域であり、土地利用及びきめ細かなまちづくり計画に役立つよう早急に進めていきます。

老朽化した町営住宅については改修を進め、住環境の改善を図ります。

また、まちの拠点などを活用し、住民の自主的、主体的なコミュニティ活動を支援していく中で、世代間交流を積極的に展開し、ぬくもりを感じ安心して暮らせるコミュニティづくりに努めます。

## 施策体系



## 土地利用・住環境整備の計画的推進

## 土地利用の規制・誘導

市街地については、土地の高度利用を促進するため、都市基盤の整備や再開発事業、低未利用地や遊休地の土地利用促進対策を検討します。また、適正な土地利用を図るため、地籍調査の早期完了に努め、都市計画区域の見直しを検討します。

農地については、農用地の実態に応じ、都市的土地利用と農業的土地利用を明確に区分し、優良農地の確保のため、土地基盤整備を促進し、生産性が高く、安定した農業地域の形成を図ります。

海岸地については、豊かな自然環境と景観の保護・保全を図りながら、漁業と癒やしの空間などとして活用していきます。

森林地については、森林の公益的機能に配慮した土地利用を進めます。また、森林としての機能が低下している地域については再生に努めます。

## 住環境の整備・充実

低未利用地や遊休地の活用、民間活力による宅地造成などを促進して宅地の確保に努めます。

街並み景観づくりや災害に強い住まいとまちづくり、都市基盤等のバリアフリー化などにより住環境の向上を図ります。

また、老朽化した町営住宅の改修、改築を進めるとともに、県や民間と協力し、住民が安心して生活ができる住宅の供給に努めます。

## 地域特性を活かしたまちの拠点づくり

## まちの拠点づくり

新町の玄関機能を有する駅及び駅周辺について、交通処理や住民の利便性向上の面から、さらには、中心市街地のコミュニティの核として機能させるために、総合的な整備を進めていきます。

また、各地区のコミュニティセンターを核としてコミュニティ活動の充実を進めます。

### 第3節 人に優しい交通システムづくり

#### 現況と課題

本町の道路網は、阪和自動車道、国道42号及び国道424号、フルーツラインと県道8路線を軸として、町道、農林道からなっています。道路の整備状況については、国道及び県道についても未改良部分があるので、改良を促進する必要があります。町道についても、住民の生活の道路として、主要道路の改良を急ぐ必要があります。

公共交通機関は、JR紀勢本線とバス路線があります。JR紀勢本線の駅は、南部駅と岩代駅の2ヶ所があり、バス路線は、明光バス2路線10往復、龍神バスが1路線5往復していますが、モータリゼーションの進展、人口減少などにより利用者は減少しています。今後の高齢社会の到来に備え、交通弱者に対応した生活交通の確保が課題となります。

#### 道路状況

区分	路線数	実延長(m)	舗装率(%)	備考	
高規格幹線道路	1	6,691	100.0	みなべ～田辺間 1,892m(工事中)	
国道	国交省管理	1	9,625	100.0	
	県管理	1	23,374	100.0	
県道	主要県道	3	16,351	96.4	平成16年4月1日現在
	一般県道	5	19,820	98.9	"
町道	1.2級	50	58,224	96.4	平成17年4月1日現在
	その他	703	231,361	89.1	"
主要林道	3	7,197	100.0	名之内線、桃の川線、上洞上木台線	
フルーツライン	1	7,790	0.0	工事中	

資料：建設課、農林課

#### 町内自動車登録台数

車種別	普通トラック	小型トラック	トレーラー	普通バス	小型バス	普通乗用車
台数	325	1,107	3	3	21	1,386
車種別	小型乗用車	特殊用途車	大型特殊車	小型二輪車	軽自動車	
台数	2,574	195	33	102	7,017	
車種別	小型二輪	軽二輪	原付二種	原付一種	小型特殊	
台数	102	125	453	2,557	367	

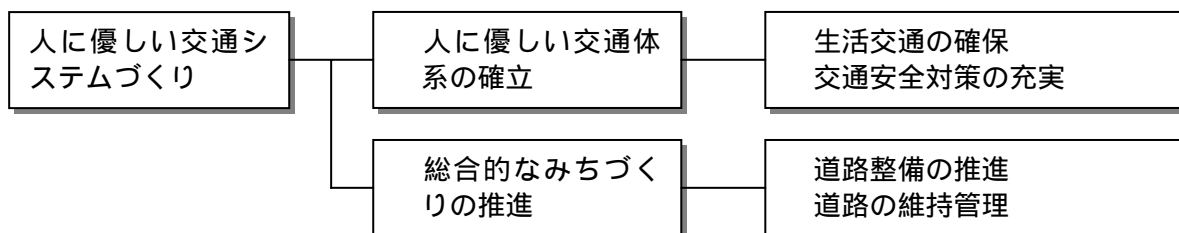
資料：和歌山県統計年鑑(平成17年3月31日現在)

## 基本方向

路線バス減少に対して、交通弱者の生活交通の確保および全町の交流を促進するため、代替交通システムの導入に努めます。

また、国道や県道の未改良部分の整備を強力に働きかけるとともに、生活道路として利用度の高い町道の整備、改良を計画的に推進します。

## 施策体系



## 人に優しい交通体系の確立

## 生活交通の確保

生活路線バス交通をバス事業者と連携して維持するよう努めます。また、交通不便地区について代替交通システムを運行するなど生活交通の確保に努めます。

## 交通安全対策の充実

危険箇所の改良、整備を進め、高齢者、障がい者、子どもにやさしい交通環境の整備に努めます。

## 総合的なみちづくりの推進

## 道路整備の推進

国道・県道の未改良部分の整備を促進します。また、生活道路として利用度の高い町道整備を推進します。

## 道路の維持管理

町管理道路の安全と快適さを保持するため、計画的に維持補修を進めます。

## 第4節 快適・安全・健康な環境づくり

### 現況と課題

本町の水道は、上水道と簡易水道から成り立っており、上水道は1事業体、簡易水道は4事業体あります。近年、生活水準の向上等により水の需要が増加しており、新たな水源の確保及び配水池の増設が緊急の課題となっています。また、簡易水道については、老朽化した配水管等の施設は改修済みですが、上水道については今後の課題となっています。さらに、万が一の震災に備えて、緊急遮断弁設置等による施設の耐震化等ライフラインの機能強化も必要となっています。

公共下水道については、普及率の全国平均は平成18年3月末で69.3%であるのに対し、和歌山県では14.3%、みなべ町では23.1%となっています。

本町の公共下水道事業は、平成8年度より工事が開始され現在も工事中ですが、農業集落排水事業については、平成6年度より工事が開始され平成17年度に全8地区が完成し供用開始となっています。

町内を流れる古川の水質汚濁対策は急がれており、また、公共用水域の水質保全、生活環境の向上、公衆衛生の抜本的な改善を図るため、排水設備工事の促進や下水道事業の制度が課題となっています。

### 上水道の状況

施設名	給水開始年月	水源	1日最大給水量(m <sup>3</sup> )	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	普及率(%)
みなべ町上水道	昭和44年9月	地下水	5,625	9,100	8,264	90.8

資料：水道課(平成18年4月1日現在)

### 簡易水道の状況

施設名	給水開始年月	水源	1日最大給水量(m <sup>3</sup> )	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	普及率(%)
上南部簡易水道	昭和34年4月	地下水	3,000	4,700	4,410	93.8
高城簡易水道	昭和41年4月	表流水	468	1,200	1,177	98.1
高野簡易水道	昭和60年4月	表流水	28	140	102	72.9
清川簡易水道	昭和33年6月	地下水	497	920	914	99.3

資料：水道課(平成18年4月1日現在)

### 公共下水の状況

処理区域	全体計画区域面積(ha)	供用開始区域面積(ha)	供用開始区域内処理人口(人)	現在普及率(%)
みなべ処理区	194	103	3,430	23.1

資料：下水道課(平成18年4月1日現在)

## 農業集落排水の状況

処理区域	全体計画区域面積(ha)	供用開始区域面積(ha)	供用開始区域内処理人口(人)	普及率(%)
西岩代	19.4	19.4	468	3.2
東岩代	17.3	17.3	640	4.3
受領	3.7	3.7	154	1.0
共和東	18.0	18.0	939	6.3
本郷	11.6	11.6	490	3.3
共和西	10.8	10.8	296	2.0
西本庄	24.8	24.8	883	6.0
晩稲・熊岡	49.2	49.2	1,352	9.1
合計	154.8	154.8	5,222	35.2

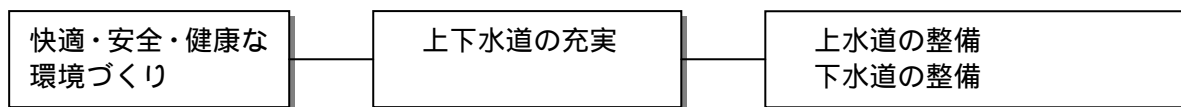
資料：下水道課(平成18年4月1日現在)

## 基本方向

上水道については、老朽化した施設等の改修、改築、耐震化を推進し、また、新たな水源の確保、配水池の増設も推進します。

下水道については、公共下水道事業を推進するとともに、下水道供用区域の排水設備工事の促進に努めます。

## 施策体系



## 上下水道の充実

## 上水道の整備

老朽化した水道施設を改修するとともに、水道施設の耐震化を図ります。

また、安全な水を供給するため、水質検査・水質管理を行います。

## 下水道の整備

公共用水域の保全と生活環境の改善の為、下水道の整備を進めます。また、下水道供用開始区域の排水設備工事の整備を促進します。

また、下水道で対応できない地域では、合併処理浄化槽の整備を推進します。

## 第5節 環境から築く安全・安心なまちづくり

### 現況と課題

全国的な傾向として、工業化にともなう公害は汚染源に対する規制により減少しましたが、代わって自動車公害、生活排水、ゴミ問題などの都市型公害が顕著になるとともに、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題が深刻化してきています。地球規模の環境については、身近な問題としてとらえにくい面がありますが、本町を取り巻く自然にも影響を及ぼし、それは産業、生活へも影響するという認識を持ち、地球規模で考え地域で行動することの大切さを町民が共有することが重要となります。

本町は、平成17年度から、排出者負担の原則からごみ指定袋制度を導入し、ごみの減量化に努めています。しかし、ごみの分別について、まだ徹底されていない部分も見受けられます。また、不法投棄については、所々に見受けられ、対策を講じなければなりません。

また、古着の回収も平成18年度から開始しリサイクルに努めています。さらに、生ごみ処理機の購入助成も行っていますが、まだ、普及率は低い状況です。

美化の面では、河川や海浜の清掃は充実しつつありますが、今後、より一層まちを美しく保つために、ボランティア清掃の充実が望まれます。

### 基本方向

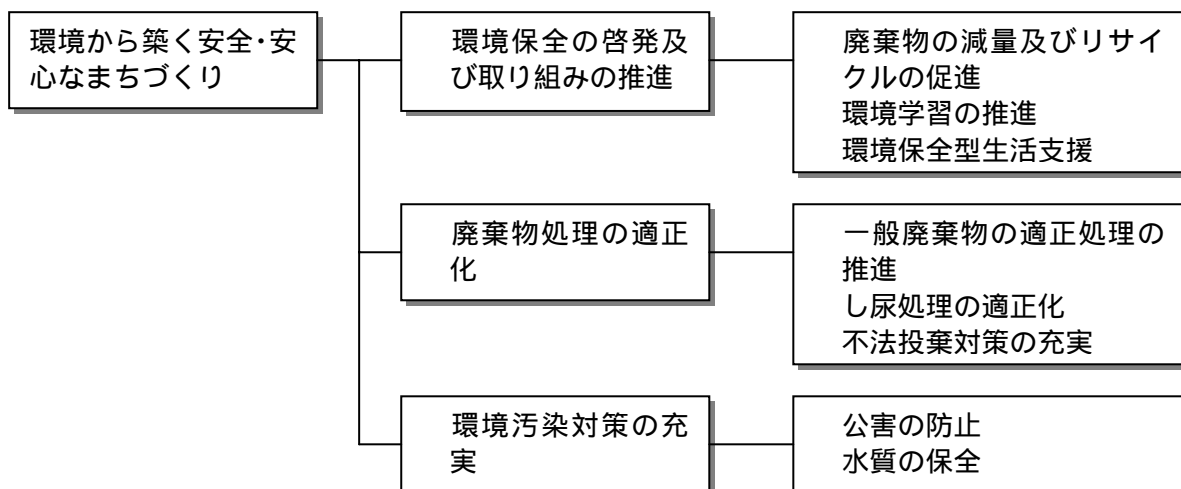
ごみの分別収集を徹底するため、教育、啓発、指導を行い、減量化を進め、環境破壊につながる不法投棄等の対策に努めていきます。

資源ごみの徹底分別をはかり、また、生ごみ処理機の購入助成を広報し、購入を促進してごみの減量に努めます。

また、地球温暖化防止対策として、冷暖房の設定温度の適正化促進に努めます。

さらに、きれいな町を保つため、官民一体となって清掃活動を推進していきます。

施策体系



環境保全の啓発及び取り組みの推進

廃棄物の減量及びリサイクルの促進

ごみの分別収集を徹底し、ごみの減量化を進めます。

環境学習の推進

住民の環境学習を促進するとともに、計画的な環境学習・環境教育を進めます。また、地域や事業所などにおける環境学習への支援を行います。

また、環境に対する意識を早期から自覚してもらうため、学校教育や幼児教育において環境教育の充実を図ります。

環境保全型生活支援

地球温暖化防止対策として、冷暖房の設定温度の適正化を促進します。また、生ごみ処理機購入などを促進します。

廃棄物処理の適正化

一般廃棄物の適正処理の推進

ごみの衛生的・効率的な処理を図るため、ごみ処理施設の適正な維持管理を行い、廃棄物の円滑な処理を推進します。

し尿処理の適正化

収集サービスについては、収集の効率化を図るため、許可業者に対する指導と協力を促進します。また、し尿浄化槽の清掃管理について、保健所等関係機関と連携を図り環境の保全に努めます。

不法投棄対策の充実

住民意識の高揚に努めるとともに、監視体制を強化します。

環境汚染対策の充実

公害の防止

啓発活動を強化し、住民意識の高揚を図ります。

水質の保全

下水道整備を推進するとともに、事業所に対しては水質汚濁防止施設の設置を促し、水質汚濁防止のための監視、指導に努めます。



第2章 永く住みたい魅力あるまち

## 第1節 共に生きるまちづくり

### 現況と課題

みなべ町では人権に関して、民間団体である人権推進委員会と連携し、一般住民はもとより、管内の団体や企業を対象に啓発活動を行っています。庁内組織においては、男女共同参画社会の実現を目指しています。また、人権擁護委員による人権相談を毎月行っており、住民の人権に関する相談に対応しています。

今後もこれらの取り組みを継続し、横断的、総合的な人権政策の取り組みへと展開する必要があります。

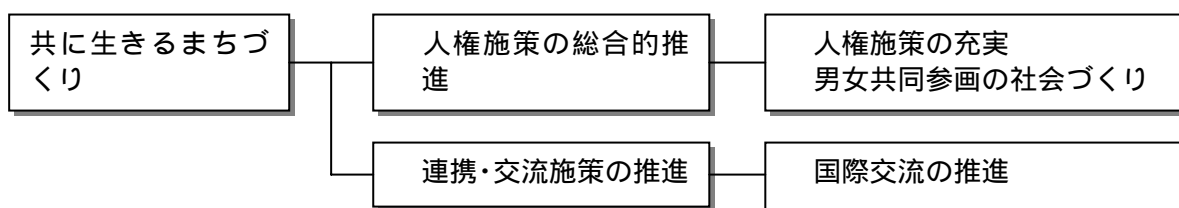
国際交流については、今後の動向を見据え、適切な施策を図っていくことが必要です。

### 基本方針

みなべ町では、すべての住民が助け合いながらそれぞれの違いを認め合い、偏見を持たず、差別することなく、思いやりを持って共に暮らせる心豊かな地域社会をつくるため、広く啓発活動を推進し、人権について学べる機会を提供します。

全国的な傾向としては、来日する外国人が増加し定住化することにより、国際結婚や帰国子女が増加し、多文化化することが予想されています。一方インターネットの発展は、現実に国間の行き来がなくても交流することができる環境を生み出しています。みなべ町においても国際化への対応を進め、たとえば、地域から世界へ梅をはじめとする様々な情報を発信し、PR することで地域の活性化に結びつけることが求められています。

### 施策体系



#### 人権施策の総合的推進

##### 人権施策の充実

行政による人権施策の取り組み体制を強化し、教育分野における人権教育、啓発の取り組みを充実させます。

##### 男女共同参画の社会づくり

男女共同参画社会の実現に向け、啓発活動や体制づくりに努めます。

連携・交流施策の推進

国際交流の推進

国際交流を推進するため、住民とのネットワーク化を進めます。

## 第2節 心豊かに学ぶまちづくり

### 現況と課題

現在までの取り組みの成果から、生涯学習に対する町民の認知度は高くなっており、生涯学習センターをはじめとして、町内各公民館や図書館、体育館などの施設を中心に、個人や各種団体による自主的・主体的な学習活動が活発に行われています。今後は、これらの「学び」で得たものを、自分のためのものだけに留まらず、より良い家庭や地域社会を築くためのものにまで発展させるため、学習者のネットワーク化を進め、多くの学習者がボランティア活動等をとおして社会活動に参加・参画できるような取り組みを広げていく必要があります。

生涯学習活動のなかで、文化協会を軸に様々な文化活動が営まれています。また、熊野古道で唯一海沿いである千里の浜や、高田土居城跡や平須賀城跡など、歴史のロマンを秘めた名所・旧跡が数多く息づいています。未来に向け、先人達が築いた貴重な文化遺産を守り、活かしながら、一層活発な文化活動や文化交流を促進し、新たな地域文化を創造していかねばなりません。

学校教育については、町内5小学校・4中学校において、基礎的、基本的な教育内容を重視し、個性を活かし、自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応できる能力、さらに創造力を伸ばす教育を進めています。また、老朽化した校舎の改築など学校教育環境の整備を進め、あわせて学校給食の全校実施に向け、運営合理化の観点で踏まえて調査研究を進めていくことが必要です。

青少年を取り巻く環境については、少子化、核家族化、親の就業形態の多様化、テレビゲームやインターネットの普及、塾や習い事の一般化と、都会と何ら変わらない状況になっています。このような状況の下、次代を担う青少年を健全に育成するため、また、青少年の非行や犯罪を未然に防止するため、青少年育成町民会議などの青少年育成団体や、家庭、地域、学校などが連携して、健全育成活動をさらに広げていく必要があります。

### 学校の状況

年	昭和63年		平成3年		平成8年		平成13年		平成18年		
	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	
小学校	計	56	1,289	56	1,228	54	1,150	52	1,039	47	915
	清川	6	61	6	63	6	76	7	102	7	57
	高城	7	108	7	104	7	117	7	93	6	93
	上南部	15	384	15	356	14	349	13	335	12	271
	南部	22	601	22	561	20	497	19	430	16	427
	岩代	6	135	6	144	7	111	6	79	6	67
中学校	計	29	791	27	663	26	593	25	574	24	514
	清川	4	44	3	32	3	31	3	39	4	55
	高城	4	74	4	49	3	41	3	61	4	41
	上南部	7	225	7	197	6	173	8	171	7	164
	南部	14	448	13	385	14	348	11	303	9	254

資料：学校基本調査

## 幼稚園の状況

単位：人

幼稚園名	設立年月	職員数	定員	園児数			
				計	3歳児	4歳児	5歳児
南部幼稚園	昭和51年4月	7(3)	125	99	23	34	42
白梅幼稚園	昭和27年10月	5	80	40	16	12	12

資料：学校基本調査(平成18年4月1日現在) \* ( )は、うち臨時職員

## 県指定文化財

種別	名称	所在地
史跡	三鍋王子跡	北道
	千里王子跡	山内
	岩代の結松(有間皇子の結松)	西岩代
	岩代王子跡	西岩代
名勝天然記念物	千里の浜	山内
	丹河地蔵堂のイチョウ	北道
	イスノキの純林	晩稲
建造物	安養寺の自然石板状卒塔婆	芝
	須賀神社本殿	西本庄
工芸	銘於南紀重国造之	山内
民族資料	西岩代八幡神社回舞台	西岩代
無形文化財	岩代の子踊	東岩代・西岩代
	光明寺六斎念仏	晩稲
	名之内の獅子舞	清川
	紀州備長炭製炭技術	清川

## 町指定文化財(抜粋)

種別	名称	所在地
史跡	芝古墳	芝
	山内繁樹の墓	芝
	徳本上人名号塔	芝
	南部の台場跡	北道
	小目津古墳	山内
	大目津泊り遺跡	山内
	城山古墳跡	山内
	熊代繁里の墓	山内
	光明寺の一字一石宝篋印塔	東岩代
	東岩代古墳	東岩代
	市谷山城跡	西岩代
	平須賀城跡	東本庄・西本庄
	野辺氏一族の墓所	東本庄
	龍神氏一族の墓所	滝
	花地氏一族の墓所	清川・名之内
名勝天然記念物	堺地蔵堂のソテツ	堺
	鹿島神社のヤマモモ	埴田
	鹿島	埴田
	勝専寺のソテツ	南道
	南高梅の母樹	気佐藤
	東岩代八幡神社のクス	東岩代
西岩代川川口のハマボウの群落	西岩代	

## 町指定文化財（抜粋）

種別	名称	所在地
建造物	鹿島の宝篋印塔	埴田
	安養寺の宝篋印塔	芝
	自然石板状卒塔婆	北道、芝
	高城天宝神社	高野
彫刻	木造阿弥陀如来立像	堺
	木造薬師十二神将像	埴田
	木造地藏菩薩坐像	芝
	木造阿弥陀如来三尊立像	芝
	安養寺の黒仏（恵心僧都坐像）	芝
	木造薬師如来坐像	東吉田
	木造聖観音菩薩立像	東岩代
	岩代王子社の神像	西岩代
	木造如来形坐像	筋
	木造毘沙門天立像	熊岡
	木造菩薩形立像	晩稻
	銅像誕生仏像	晩稻
	木造薬師三尊立像	西本庄
	木造神馬	西本庄
工芸	勝専寺の一重切の一笛	南道
	銅造梵鐘	筋
無形文化財	南道奴行列	南道
	極楽寺虫送り	西本庄
	須賀神社だんじり囃	西本庄
	清川天宝神社住吉太鼓	清川

資料：生涯学習課(平成18年4月1日現在)

## ウミガメの状況

年	上陸のべ回数	産卵のべ回数	産卵率(%)
平成12年	136	73	53.7
平成13年	189	95	50.3
平成14年	143	61	42.7
平成15年	155	75	48.4
平成16年	286	92	32.2
平成17年	221	121	54.8
平成18年	88	45	51.1

資料：みなべ町ウミガメ研究班

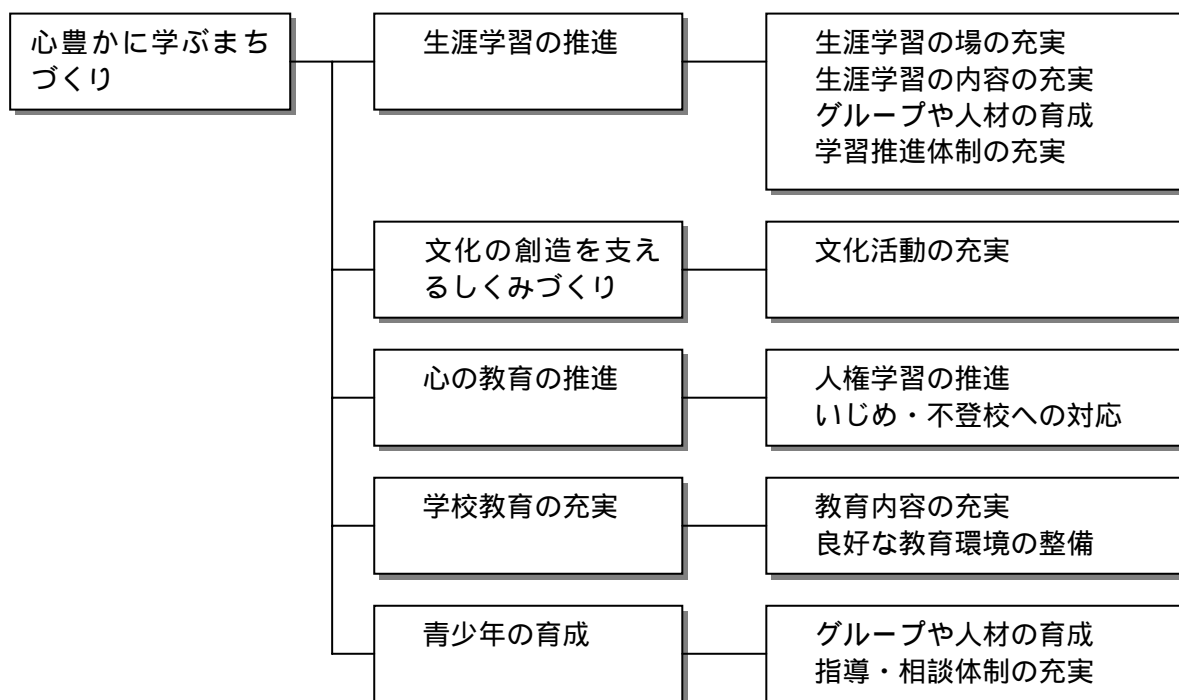
基本方針

こころ豊かなひとづくりをめざし、子どもから高齢者まですべてのひとが自己実現できる環境づくりを進めます。

また、ゆとりや個性、こころの豊かさ、生きる力を重視した教育・学習の場づくりを進めます。

さらに、数多くの歴史的文化的資源に恵まれた地域文化の振興を図るとともに、次世代に伝えるしくみづくりを進めます。

施策体系



生涯学習の推進

生涯学習の場の充実

生涯学習活動を推進するため、各公民館の生涯学習機能の充実を図ります。

生涯学習の内容の充実

生涯学習の指針となる、「みなべ町生涯学習基本計画」を策定します。また、公民館事業、図書館サービスの充実を図ります。さらに、生涯スポーツの振興を図ります。

グループや人材の育成

生涯学習について企画、助言などができる人材を育成します。また、住民主体の生涯学習を促進するため、自主的に学習活動などを行っているグループへの支援に努めます。

学習推進体制の充実

学びたいときに学ぶことができるよう生涯学習に関する情報提供を進めるとともに、住民の学習ニーズに対し、相談や助言が行えるよう学習相談体制の充実を図ります。

## 文化の創造を支えるしくみづくり

### 文化活動の充実

文化協会の活動を支援します。また、文化財を保護し、それらを生涯学習に活用します。

## 心の教育の推進

### 人権学習の推進

学校教育において、人権問題に対して正しい理解と深い認識が得られるよう努めます。

また、社会教育においては、関係各機関との連携を図り、啓発活動を推進します。

### いじめ・不登校への対応

道徳教育等により心豊かな人づくりの充実を図るとともに、学校、家庭、適応指導教室と連携し相談体制の充実を図り、いじめ・不登校の防止、解消に努めます。

## 学校教育の充実

### 教育内容の充実

特色のある教材の選定や個性に応じた指導を行うとともに、ボランティア活動やクラブ活動などを奨励し、豊かな心と創造力のある人間性の育成に努めます。

また、ふるさと教育の充実を図り、ふるさとを愛する心とふるさとに対する自信を喚起させます。

教職員が研修会などに積極的に参加することにより、教育技術・資質の向上に努めます。

### 良好な教育環境の整備

施設の整備を進め、教育環境の充実を図ります。また、学校の配置及び規模の適正化を図ります。

## 青少年の育成

### グループや人材の育成

青少年関係団体の活動を支援します。また、家庭、学校、地域の連携を強化します。

### 指導・相談体制の充実

地域社会や警察などとの連携を図り、青少年の非行防止に努めます。また、家庭、学校などと連携し、相談体制の充実を図り、非行の早期防止に努めます。



## 第1節 安心に暮らせるまちづくり

### 〈現況と課題〉

災害時等の連絡体制の充実を図るため、防災行政無線の整備を進めてきました。また、消防についてはポンプ車、消防水利などの各種消防施設や設備の充実を図り、消防団組織による消防体制を整えています。

近年の車社会の進展に伴う交通事故の増加傾向に対応して交通安全施設の整備、交通安全教育の実施を進めてきました。また、防犯については、犯罪が悪質化、低年齢化する傾向に対応して防犯意識の高揚や防犯活動の充実、防犯灯の設置に努めてきました。

今後は、地震、津波、台風などの自然災害や犯罪の広域化等が懸念される中、コミュニティの弱体化も叫ばれているため、地域の特性を生かした防災、防犯対策の必要性が求められています。

#### 火災発生状況

単位：件

	総数	建物	林野	その他
平成13年	13	10	1	2
平成14年	6	3	0	3
平成15年	6	3	1	2
平成16年	8	3	2	3
平成17年	12	7	0	5

資料：和歌山県統計年鑑(県消防保安課)

#### 交通事故発生状況

	発生件数(件)	死者(人)	負傷者(人)
平成13年	107	1	160
平成14年	122	2	166
平成15年	121	0	193
平成16年	103	1	187
平成17年	75	2	98

資料：交通年鑑

#### 消防団員・施設の状況

組織	管轄	団員数	消防機械(台)		消火栓(ヶ所)	防火水槽(ヶ所)	消火井戸(ヶ所)
			普通消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車			
本部		4					
第1分団	南部	32	0	4	112	18	27
第2分団		32	1	2			
第3分団		29	1	2			
第4分団	岩代	28	0	2	19	7	0
第5分団	上南部	100	1	4	168	20	0
第6分団	高城	38	1	3	47	12	0
第7分団	清川	37	1	3	64	3	0
総数		300	5	20	410	60	27

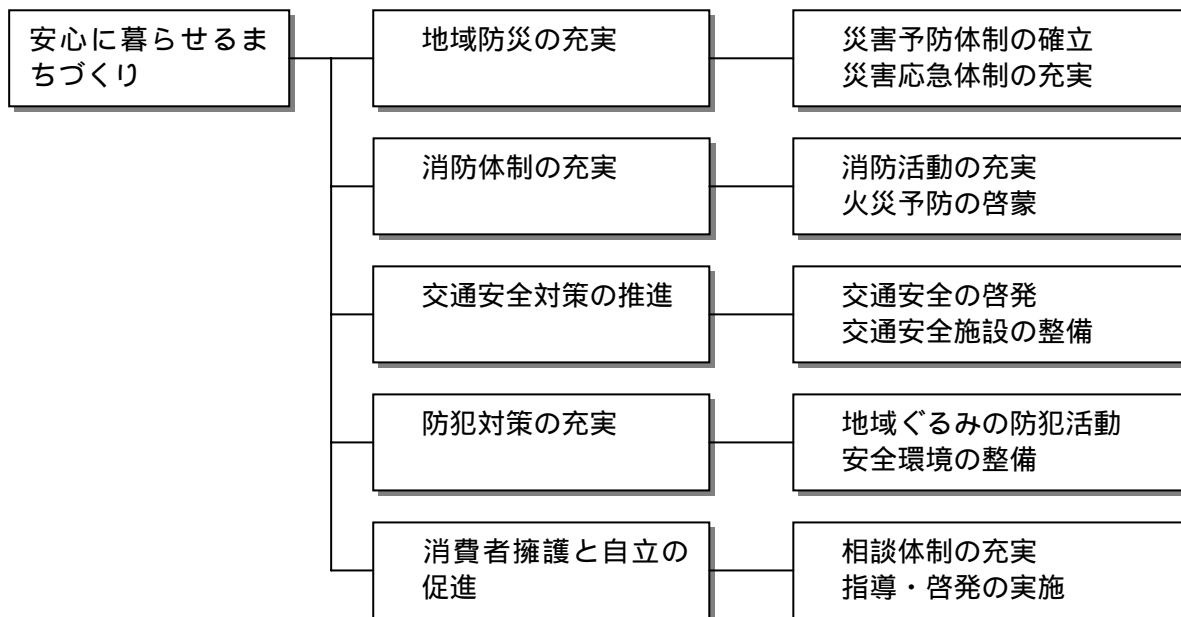
資料：総務課(平成18年4月1日現在)

〈基本方向〉

高齢者や子どもなどの災害弱者に配慮し、ボランティア活動などを通じ、コミュニティ強化に各種団体が連携して、防災、防犯対策を進めます。

交通量の増加などにつれて交通事故の多発が懸念される中、交通マナーや安全確認を徹底するとともに、交通安全の基盤整備を進めていきます。

〈施策体系〉



地域防災の充実

災害予防体制の確立

防災知識の普及、地域や事業所での自主防災組織の整備、防災訓練の実施、高齢者・障がい者など要援護者への対応・支援、災害支援ボランティアの環境整備などにより、住民相互が支え合う体制を整えます。

災害応急体制の充実

災害が発生した場合に、各災害協定に基づいて、災害の種類や規模に応じて迅速・的確に災害応急対策を実施します。

消防体制の充実

消防活動の充実

消防団員の確保に努め、地域消防力の向上に努めます。また、林野火災などの大規模災害に対応するため広域消防体制の強化、水源の確保に努めます。

火災予防の啓蒙

火災を未然に防止するため、広報活動や講習会の開催により防火意識の高揚に努めます。

さらに、婦人防火クラブなど自主防災組織の活動支援を促進します。

#### 交通安全対策の推進

##### 交通安全の啓発

学校や地域を通じ、交通安全教育の普及に努めます。

##### 交通安全施設の整備

交通安全を確保するため、歩道の整備、狭隘・危険箇所の拡幅、改良など、道路状況に応じた安全施設の整備を進めます。

#### 防犯対策の充実

##### 地域ぐるみの防犯活動

声かけ運動と地域ぐるみの防犯活動を支援していきます。

##### 安全環境の整備

夜間犯罪の防止と安全な通行のために、防犯灯の設置を進めます。

#### 消費者擁護と自立の促進

##### 相談体制の充実

相談業務の充実を図ります。

##### 指導・啓発の実施

広報活動などを通じ、消費生活に必要な情報を提供し消費者を保護するとともに、消費生活の安定及び向上に努めます。

## 第2節 安定した暮らしができるまち

### 〈現況と課題〉

全国的に少子化が進行するとともに、地域コミュニティの変化や学校、教育に関する様々な問題が顕在化し、子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。今後は、まちの活力を維持していくためにも、安心して子どもを育てられる環境を整え、少子化に歯止めをかけることが必要です。

障がい者が社会人として自立し平等に社会参加できるよう、これまで授産施設等の整備、施設への入所措置、手当の支給、各種相談事業に取り組んできました。今後は総合的な観点から、すべての人が地域で安心して自立した暮らしができるよう、支援体制の構築や福祉ネットワークづくりを展開することが求められます。

長寿大国といわれるようになり、心身両面での健康への関心が高まっています。一方で、食生活の変化やストレスなどから生活習慣病の増加が問題となっています。今後は、誰もが主体的に健康づくりに取り組めるよう総合的に支援できる保健・医療・福祉の体制を整えていくことが求められます。

### 保育所の状況

単位：人

保育所名	設立年月日	職員数	定員	園児数			
				計	3歳児以下	4歳児	5歳児
南部保育所	昭和51年4月	13(6)	60	58	41	12	5
上南部保育所	昭和52年4月	14(6)	150	130	53	46	31
高城保育所	平成16年4月	7(4)	60	45	19	14	12
清川保育所	昭和45年4月	3	60	31	11	5	15
愛之園保育園	昭和23年6月	12(5)	60	43	11	14	18
ひかり保育所	昭和32年4月	4	60	35	14	9	12

資料：町民課(平成18年4月1日現在) \* ( )はうち臨時職員

### 国民年金の加入状況

単位：人

総数	被保険者内訳		
	1号(強制)	1号(任意)	3号
4,655	3,890	20	745

資料：町民課(平成18年4月1日現在)

### 国民年金の受給状況

単位：人

総数	受給者内訳			
	老齢	障害	遺族	寡婦
3,875	3,585	255	17	18

資料：町民課(平成18年3月31日現在)

## 国民年金の納付率

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
町	86.5	86.4	88.1
県	67.2	67.7	71.8
国	63.4	63.6	67.1

資料：町民課

## 国民健康保険の加入・給付状況

区分	加入状況			医療費の状況	
	世帯数 (世帯)	被保険 者数(人)	国保税 1 人当たり 負担額(円)	総費用額(千円)	1 人当たり費用額 (円)
医療分	3,328	9,020	68,918	1,287,043	181,453
介護分	1,869	2,836	28,817	136,357	47,215

資料：保険課(加入状況は平成 18 年 4 月 1 日現在、医療費の状況は平成 17 年度実績)

## 健康診査の受診状況

単位：人、%

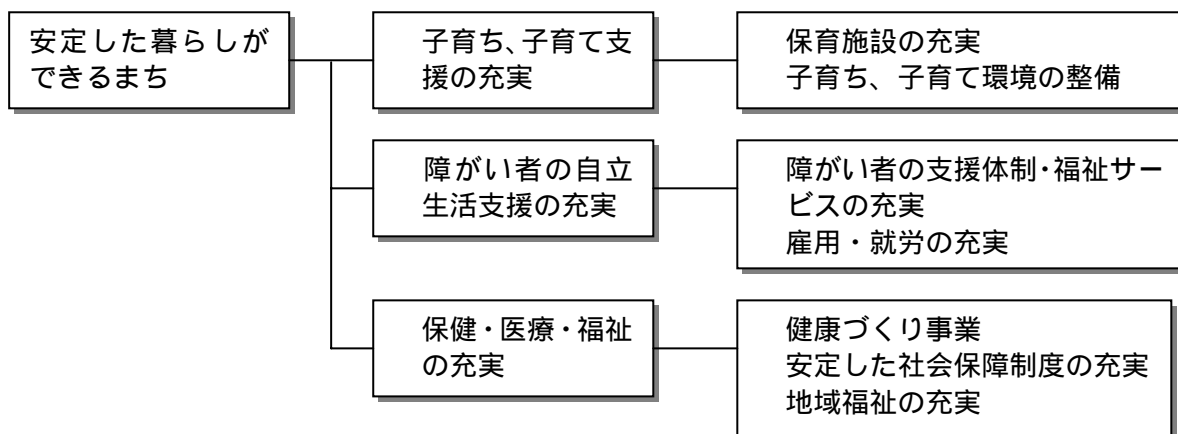
検診名		対象者	受診者	受診率
基本	男	1,935	926	47.9
	女	2,991	1,237	41.4
	計	4,926	2,163	43.9
胃がん	男	2,046	699	34.2
	女	2,766	782	28.3
	計	4,812	1,481	30.8
肺がん	男	2,046	943	46.1
	女	2,766	1,260	45.6
	計	4,812	2,203	45.8
大腸がん	男	2,233	522	23.4
	女	3,166	612	19.3
	計	5,399	1,134	21.0
子宮がん	女	2,213	361	16.3
乳がん	女	1,666	367	22.0
骨密度	女	1,159	237	20.4
脳ドック	男	54	26	48.1
	女	45	22	48.9
	計	99	48	48.5

資料：健康福祉課(平成 17 年度実績)

〈基本方向〉

子育て支援事業の充実、障がい者自立生活支援の充実および町民ひとりひとりの健康づくりなど、安定した暮らしを支援するため、長期的な展望を含め、計画的、包括的な支援事業の展開に努めます。

〈施策体系〉



子育て、子育て支援の充実

保育施設の充実

住民ニーズを考慮した保育環境の充実に努めます。

子育て、子育て環境の整備

遊び場の確保、親子関係の指導・助言などにより子どもたちの健全な成長を支援していきます。また、母子・乳幼児の健康の確保・増進に努めます。

障がい者の自立生活支援の充実

障がい者の支援体制・福祉サービスの充実

乳幼児期での障がいの早期発見と早期治療を推進し、関係機関との連携を深め、相談体制の充実を図ります。また、障がい者のホームヘルプやショートステイなど居宅サービスの充実とともに、地域で自立した生活ができるよう、障がい者ニーズに応じた様々な支援に取り組みます。

雇用・就労の充実

障がい者の就労機会の確保に努め、障がい者の自立を促進します。

保健・医療・福祉の充実

健康づくり事業

疾病の予防、早期発見、早期治療に努めるとともに、健康づくりに向けた住民意識の啓発、相談業務の充実を図り、ひとりひとりの健康づくりを支援します。

安定した社会保障制度の充実

介護保険制度、国民健康保険制度、年金、医療助成制度の適切な運用により、安定した社会保障制度の維持・向上に努めます。

#### 地域福祉の充実

地域の住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における支え合い、助け合いの仕組みづくりに社会福祉協議会とともに取り組んでいきます。

### 第3節 元気高齢者のまちづくり

〈現況と課題〉

みなべ町ではデイサービスセンターや老人ホームの整備と共に、介護サービスの充実を図ってきたところです。高齢者(65歳以上)の割合は、平成17年の国勢調査では25.5%でしたが、今後、より高くなっていくことが予測され、保健・医療・福祉等のサービスを必要とする町民が増え、かつ、そのニーズは多様化することが予想されます。一方では、元気な高齢者が知識や経験を活かし、社会の一翼を担っていきいきと就業や社会参加のできる社会の構築が求められています。

高齢社会の到来により医療、介護の費用負担の増大が懸念されますが、逆に高齢者がいきいきと暮らせる社会づくりによってまちに活力をもたらすことが重要です。

介護保険の加入・給付状況

加入状況		給付の状況		
第1号被保険者 (人)	要介護認定者 (人)	総給付額 (千円)	年平均利用者数 (人)	1人当たり給付額 (円)
3,649	587	810,754	457	1,774,078

資料：保険課(平成18年4月1日現在、給付の状況は平成17年度実績)

老人保健の給付状況

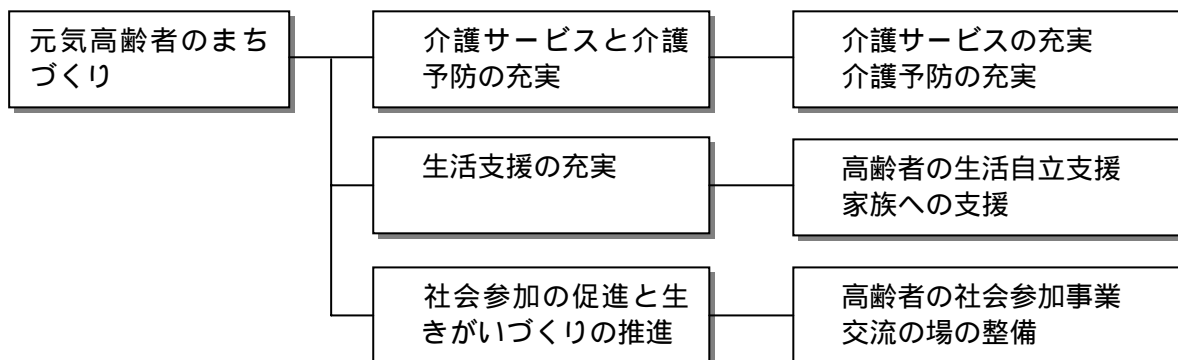
給付額(千円)	年平均受給者数(人)	1人当たりの給付額(円)
1,316,585	2,324	566,517

資料：保険課(平成17年度実績)

〈基本方向〉

高齢者の尊厳を大切にするとともに、自立支援や社会参加の推進を図ります。

〈施策体系〉



## 介護サービスと介護予防の充実

### 介護サービスの充実

可能な限り住み慣れた地域で暮らしていけるように、デイサービスやショートステイをさらに充実し、ホームヘルプ24時間体制を整えるなど、居宅サービスの充実を図ります。

### 介護予防の充実

介護状態の発生やその悪化を予防するため、生活機能の訓練の充実を図るとともに、介護予防への取り組みを推進します。

## 生活支援の充実

### 高齢者の生活自立支援

高齢者の自立生活を支えるため、高齢者ニーズに応じた支援を行うとともに支援体制の強化を図ります。

### 家族への支援

介護疲れなどから心身ともに健康を害することの多い家族などに対し、介護方法の指導や相談業務など様々な支援を行っていきます。

## 社会参加の促進と生きがいつくりの推進

### 高齢者の社会参加事業

高齢者の豊富な経験や知識、技能を生かした社会参加の機会を確保し、地域活動の重要な担い手として意欲的な活動ができるよう、シルバー人材センターの法人化などに努めます。

また、自主的な学習活動への支援やスポーツレクリエーション活動の推進も図ります。

### 交流の場の整備

高齢者が、生活に身近なところで多様なサービスの利用や情報の取得、様々な活動・交流ができる場所の整備に努めます。

第4章 町民参画と官民協働のまち

## 第1節 町政への町民参加・参画の推進

### 〈現況と課題〉

本町では、従来から婦人会、PTA など各種団体によるまちづくり活動への参画が行われてきましたが、行政と住民が知恵を出し合い協働でまちづくりを進めていくために、より一層参画を積極的に進めることが重要です。長期総合計画を策定するに当たっては、計画段階からの町民参画として、各区から選出された方々により定期的に住民会議を開催し、町政に関する意見や要望について行政側と話し合い、様々な提言をいただきました。

このような取り組みを契機として、町民が計画段階からまちづくりへ参画できる機会をひろげ、計画への十分な意見の反映を図っていくことが必要です。

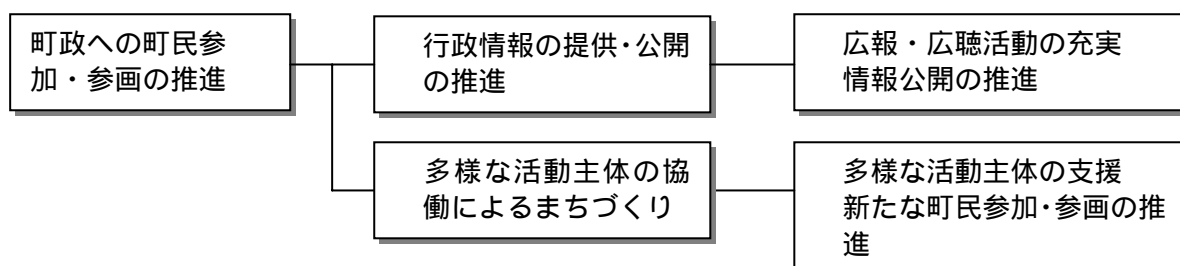
### 〈基本方向〉

町民の積極的な参画を進めるため、広報紙、インターネット、防災行政無線などをより一層活用した十分な質と量の情報提供に努め、各区、各種委員会、グループ等の活動を把握し、より細かく町民の意見、要望の広聴活動に努め、町民の町政への関心、理解を高めます。

町民が一体となり協働体制を構築するために、まずは町民が町内の状況を把握し、各区、事業者、行政、それぞれの役割分担を明確化しなければなりません。そのうえで、町民による交流イベント等の奨励・拡充、ボランティアなどによるまちづくり活動を支援していきます。

また、地域課題の解決などへ向けた取り組みを進めていく上で必要なリーダーとなる人材の育成も進め、まちづくり交流を図るため、町民、事業者、行政、NPO などの協働による地域づくり事業を展開していきます。

### 〈施策体系〉



#### 行政情報の提供・公開の推進

##### 広報・広聴活動の充実

より開かれた町政を目指して、広報・広聴活動の充実に努めます。

##### 情報公開の推進

行政の説明責任の向上を図るため、情報公開制度に基づき公文書等の開示を進めます。

個人のプライバシーに関わる行政情報に関しては十分な個人情報の保護を図ります。

多様な活動主体の協働によるまちづくり

多様な活動主体の支援

町民・事業者・行政・NPO等のパートナーシップを構築し、全町一丸のまちづくりを推進します。

また、官と民との役割分担を明確にしたうえで、協働でまちづくりを進めていきます。

新たな町民参加・参画の推進

広聴活動の充実など住民との対話を大切にし、町民の参加・参画を進めていきます。

## 第2節 行政改革の推進

### 〈現況と課題〉

長引く景気低迷、多様化・高度化する住民ニーズ、国における三位一体の改革など、近年、地方行政を取り巻く環境は、ますます厳しくなっています。

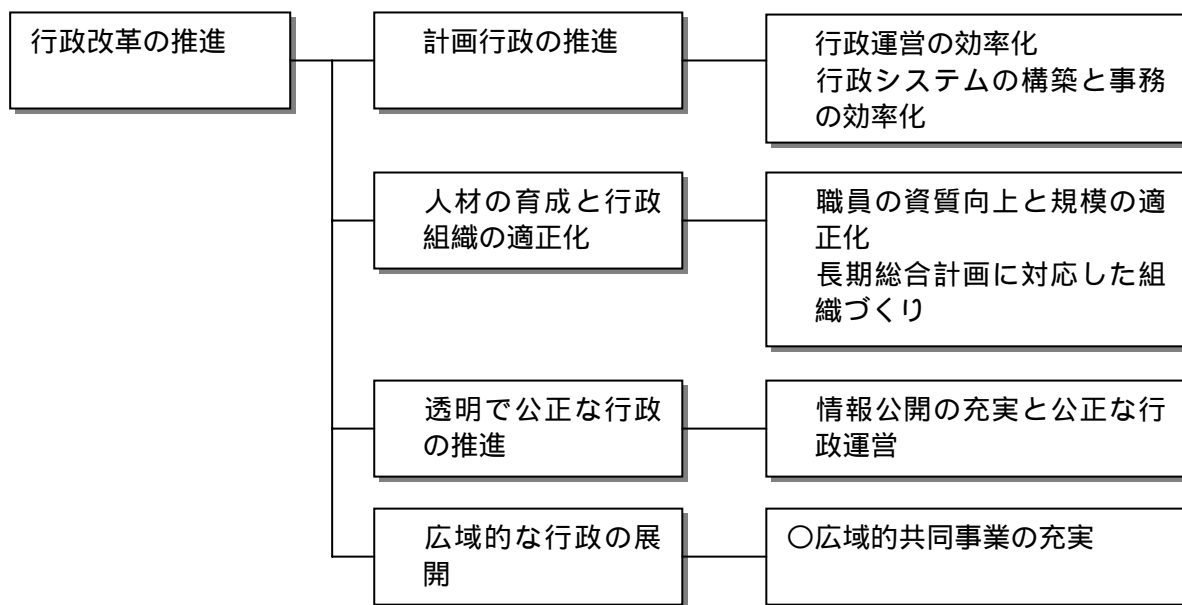
こうした状況の中で、地方公共団体が自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる体質を強化し、住民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会を構築することが求められています。

本町では、これら様々な課題に対応していくためには、行政改革大綱を早急に策定し、行政改革を積極的に推進し、最小の経費で最大の効果を実現することを目標に、事務事業の見直しや組織の改編、定員適正化など、より一層効率的な行政運営を行う必要があります。

### 〈基本方向〉

行政改革大綱を作成し、総合的・効率的な行政改革を積極的に推進し、同時に、行政事務を担う職員の資質・能力の一層の向上を図ることが重要であり、自己啓発や研修制度の充実を図るとともに職員の適正配置に努めます。

### 〈施策体系〉



#### 計画行政の推進

##### 行政運営の効率化

行政改革大綱を策定し、総合的・効率的な行政運営に努めます。

#### 行政システムの構築と事務の効率化

多様化、複雑化する住民の要望に応えるために、行政機能を充実させ事務の簡素化、効率化に努めます。

#### 人材の育成と行政組織の適正化

##### 職員の資質向上と規模の適正化

効率的な行政運営を図るため、業務量の的確な把握に努めるとともに、業務の委託を検討した上での職員の適正な定数管理に努めます。

また、高度化する行政需要に対応するため、職員研修・人事交流等を進め、職員の能力向上を図るとともに、職員の適性や能力に応じた人員配置に努めます。

##### 長期総合計画に対応した組織づくり

施策体系を行政内部執行(分野)型から、住民生活重視型へ組み替えた計画の実践のため、住民生活重視型の組織づくりを進めます。

#### 透明で公正な行政の推進

##### 情報公開の充実と公正な行政運営

情報公開を積極的に行い、町政に対する住民の信頼と理解を深め、公正で民主的なまちづくりを推進していきます。

#### 広域的な行政の展開

##### 広域的共同事業の充実

住民の視点に立った、より質の高いサービス提供や運営の効率化が求められます。このため、一部事務組合に対する住民参加システムの整備や業務の一層の能率化、効率化の推進に努めます。

### 第3節 財政基盤の確立

#### 〈現況と課題〉

歳入においては税収が梅の作況に左右される中、三位一体の改革により地方交付税の削減や国、県の補助金が年々減額される方向にあります。基金についても剰余金の一部などを積立てて財政需要に備えてきましたが、公共事業等の実施に伴う財源に充当してきた結果、減少している状況にあります。

歳出については、平成16年度の合併による要因や定員適正化計画に基づく施策の実施により、人件費は減少傾向にありますが、業務の電算化や高齢化により物件費や扶助費は増加しつつあります。また、公債費についても、積極的に社会資本の整備を実施してきた結果、町債の残高は増加傾向にあり財政が逼迫する要因となっています。

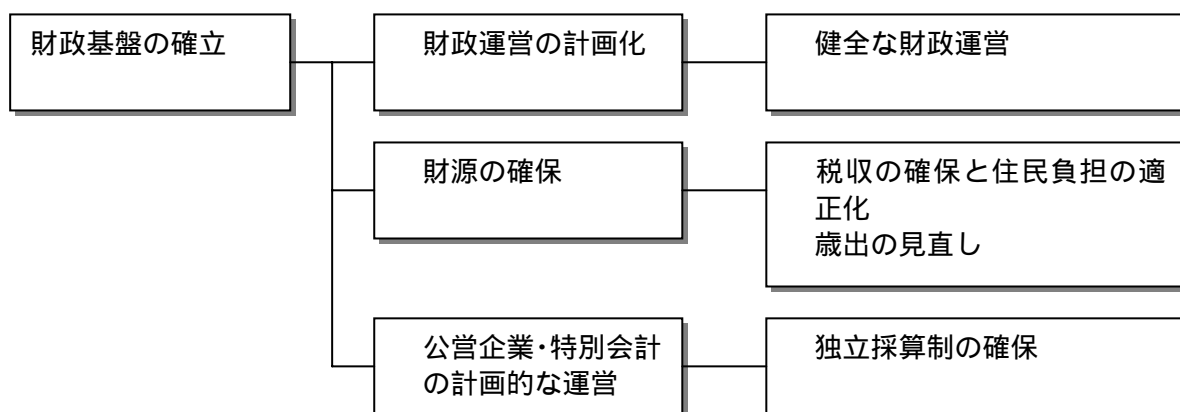
こうした状況の中で、中長期的な視点に立ち、財政の健全化と自立的な財政運営に向けた取り組みを計画的に進めるとともに、事務事業や補助金の見直しなど歳出抑制、税収入など自主財源の安定した確保のための取り組みを一層推進することが必要です。

また、公営企業・特別会計についても、そのあり方について総合的に検討を行い、事業の安定運営の確保を図る必要があります。

#### 〈基本方向〉

みなべ町財政健全化計画を策定し、自主財源の確保はもちろんのこと、補助金などの財源確保に努め、公共事業については計画的、重点的かつ効率的に実施していきます。

#### 〈施策体系〉



財政運営の計画化

健全な財政運営

限られた財源を効率的かつ重点的に配分し、健全な財政運営を計画的に行うため、中長

期的な社会経済動向の展望を予測した財政計画の策定に努めます。

#### 財源の確保

##### 税収の確保と住民負担の適正化

口座振替の推進、納付指導の徹底など収納体制の強化を図り、租税や各種使用料などの収納率の向上に努めます。また、普通財産の処分や賃貸などにより自主財源の確保に努めます。

##### 歳出の見直し

経常経費の削減を図るため、人件費の抑制に努めます。また、物件費の効率的な執行に努め、補助金の見直しを図ります。投資的経費についても事業の必要性や優先度の検討を行い、効率的に実施します。

#### 公営企業・特別会計の計画的な運営

##### 独立採算制の確保

収支見通しを明確にするとともに、使用料の収納率の向上と適正化に努めます。また、繰出し基準の順守徹底を図ります。



第5章 うめ日本一の元気なまち

## 第1節 6次産業の振興

### 〈現況と課題〉

みなべ町は農林漁業を基幹産業として発展してきたまちです。特に農業が主体で明治以降取り組んできた梅の栽培が盛んとなり現在の産業基盤を確立しました。現在、農家の総数は減少傾向にあります。梅の栽培面積、収穫高は増加しており、日本一のうめのまちとなっています。しかし、近年では他産地の台頭や廉価な輸入品の増大、消費量の伸び悩みなどにより、需要は頭打ちの傾向にあります。これまで、農業基盤の整備、近代化施設の整備、調査研究、後継者育成、流通の確立、経営の複合化などの施策に取り組み生産性の向上に努めてきました。今後は、産地競争に勝ち消費を拡大するためのイメージ戦略(産地ブランド化、医学的効能のPRなど)の展開や新たな製品の開発、海外進出など多面的な取り組みを進める必要があります。

森林面積は8,200haで町の約7割を占めていますが、林家数は年々減少しており、そのほとんどは農家との兼業となっています。これは、木材需要の減退、林業従事者の減少と高齢化、後継者問題などに起因しています。しかし、森林には林産品の供給のほか、水源かん養、国土保全、自然環境保全など様々な公益的機能があるため、各種制度を有効に活用し、森林整備の推進を図る必要があります。古くから町の特産品となっている「紀州備長炭」は、生産者の高齢化、後継者問題、原木の不足、廉価な輸入品の増加などにより減少傾向にあります。今後は、後継者の育成、原木の確保、さらなるブランドの確立や付加価値利用の研究、他産業との連携が求められます。

漁業は、地先の岩礁地帯では刺し網漁業、沖合では回遊魚を対象とした巻き網漁業、沿岸では刺し網・はえ縄・一本釣りなどの漁船漁業であり、漁期を組み合わせた複合経営が行われていますが、経営体数は年々減少しています。また、漁獲高も減少傾向にあり、価格の低迷も相まって漁業経営は厳しい状況にあります。近年、育てる漁業、漁場の整備、漁港の整備などに取り組んできましたが、今後も引き続き行っていくことが重要です。さらに今後は、流通面での改善、後継者確保・育成、他産業との連携などを図って活性化していくことが求められます。

産業別就業人口の推移

単位：人・%

産業別	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
農業	2,916	2,972	3,096	3,099	2,892
林業	98	57	47	56	37
漁業	230	232	223	190	172
計	3,244	3,261	3,366	3,345	3,101
第1次産業構成比	42.6	41.8	41.4	41.4	40.5
鉱業	1	0	0	0	0
建設業	525	587	635	655	575
製造業	1,219	1,281	1,373	1,346	1,138
計	1,745	1,868	2,008	2,001	1,713
第2次産業構成比	22.9	23.9	24.7	24.7	22.3
電気・ガス・熱供給・水道業	11	13	13	13	19
運輸・通信業	294	256	245	223	162
卸売・小売業・飲食店	1,018	1,053	1,013	893	1,039
金融・保険業	98	88	77	56	70
不動産業	4	13	17	12	20
サービス業	1,002	1,040	1,153	1,324	1,355
公務	190	211	227	218	180
計	2,617	2,674	2,745	2,739	2,845
第3次産業構成比	34.4	34.3	33.8	33.9	37.1
その他	9	1	3	1	9
その他産業構成比	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
合計	7,615	7,804	8,122	8,086	7,668

資料：国勢調査

農家数の推移

単位：戸

年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
農家数(戸)	1,984	1,891	1,850	1,806	1,721	1,690	1,548	1,486
専業	543	496	543	545	627	604	581	619
第1種兼業	648	567	481	494	502	523	486	488
第2種兼業	793	828	826	767	592	563	481	379

資料：農林業センサス

梅の栽培面積・収穫量・出荷量の推移

年		平成元年	平成6年	平成11年	平成16年	平成17年
栽培面積	町(ha)	1,173	1,580	1,819	1,920	1,990
	県(ha)	3,100	3,990	4,540	4,950	5,140
	全国(ha)	18,000	19,400	19,000	18,600	18,600
	町/全国(%)	6.5	8.1	9.6	10.3	10.7
収穫量	町(t)	11,050	24,450	27,630	24,500	30,300
	県(t)	23,400	55,700	60,500	61,600	69,300
	全国(t)	66,400	112,800	119,100	113,600	123,000
	町/全国(%)	16.6	21.7	23.2	21.6	24.6
出荷量	町(t)	10,919	24,280	27,340	22,800	29,100
	県(t)	22,647	54,300	59,400	58,300	66,600
	全国(t)	52,800	95,500	102,000	95,600	105,100
	町/全国(%)	20.7	25.4	26.8	23.8	27.7

資料：和歌山県農林水産統計年報

備長炭の生産量

単位：t

年	平成元年	平成6年	平成11年	平成16年
生産量	505	296	376	340

資料：農林課（平成元年、6年は旧南部川村だけの生産量）

漁業経営組織・専業兼業別

単位：戸

総数	個人	専業	兼業		共同経営
			漁業が主	漁業が従	
			123	112	

資料：第11次漁業センサス(平成15年11月1日現在)

漁業経営体の推移

単位：隻

経営体階層 年	総数	漁船非 使用	漁船使用				大型定 置網	小型定 置網	地びき 網	海面養 殖
			3トン 未満	3 ~ 30	30 ~ 100	100ト ン以上				
昭和63年	161	0	68	90	2	0	0	0	0	1
平成5年	149	54	92	2	0	0	0	0	0	1
平成10年	140	0	46	91	2	0	0	0	0	1
平成15年	123	1	34	86	2	0	0	0	0	0

資料：漁業センサス

## 平成17年漁獲高

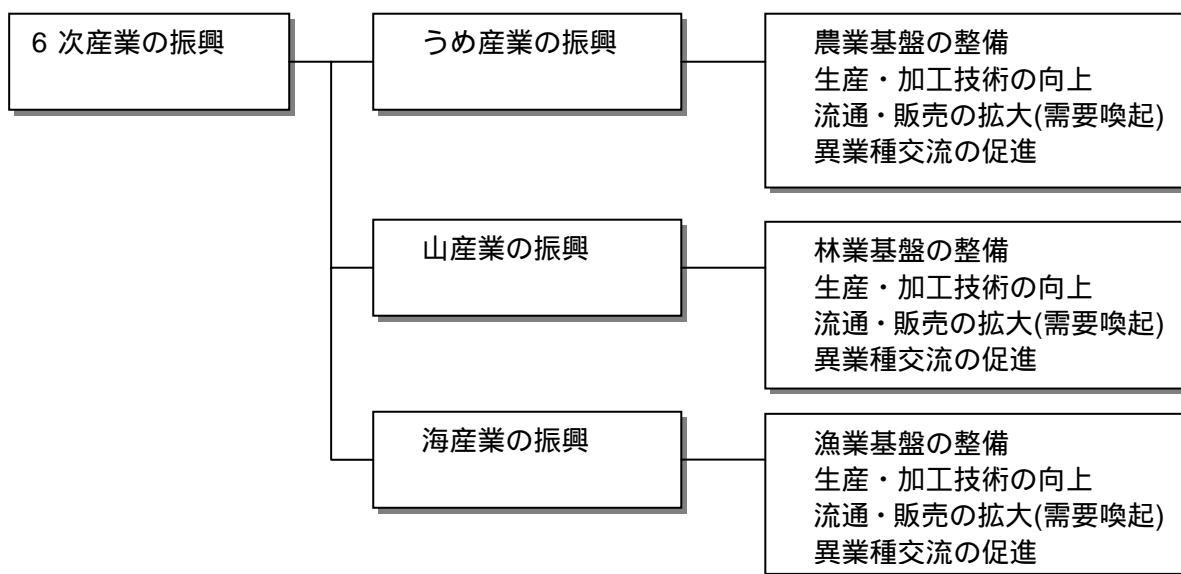
魚種	数量(t)	漁獲率
サバ	1,368	45.9
イワシ	670	22.5
アジ	202	6.8
太刀魚	99	3.3
シラス	191	6.4
伊勢エビ	10	0.3
カツオ	20	0.7
ヒラメ	10	0.3
イカ	17	0.6
ウツボ	7	0.2
マグロ	8	0.3
ガシラ	6	0.2
イサキ	105	3.6
その他	265	8.9
合計	2,978	100.0

資料：港勢調査

〈基本方向〉

みなべ町は、温暖な気候を生かした農林水産業が盛んで、特に、うめの生産は日本一です。また、良質の紀州備長炭や多くの魚種の水揚げなど、うめ・山・海と豊富な幸の宝庫です。このような恵まれた幸を、子々孫々にわたって引き継ぐことができる後継者が育つ環境を保つため、生産者、業者、農協・漁協・森林組合、行政が連携して、消費拡大を図り業界全体を発展させる一方で、国内外の産地との競争に勝つよう努めていきます。

〈施策体系〉



うめ産業の振興

農業基盤の整備

農地造成等により農道、農業用排水路が整った優良農地を確保していくとともに、既存農地などの有効的な活用について検討します。

生産・加工技術の向上

農用地の高度利用を図り、効率的かつ安定的な農業経営を推進するため生産者組織の育成に努めるとともに、営農指導と高度技術化への対応などにより活力ある農業を推進します。また、梅干の加工技術の向上を図っていきます。

流通・販売の拡大（需要喚起）

情報化などを活用した有利販売、農産物の地域ブランドの維持発展、食品加工業との連携により流通・販売の拡大を図っていきます。

異業種交流の促進

山産業、海産業との連携を進めるとともに、共同 PR など相互のメリットを引き出す体制整備を進めます。

### 山産業の振興

#### 林業基盤の整備

林道の保全・改良を進めるとともに、計画的な森林施業を推進します。また、公益的機能の保全のため、保安林の整備、治山事業の促進を図ります。

#### 生産・加工技術の向上

備長炭製造技術の承継を図るために、後継者の育成に努めます。

#### 流通・販売の拡大(需要喚起)

地域材や備長炭のブランド化などによって需要の拡大を図ります。

#### 異業種交流の促進

うめ産業、海産業との連携を進めるとともに、共同 PR など相互のメリットを引き出す体制整備を進めます。

### 海産業の振興

#### 漁業基盤の整備

漁獲量の確保を図るために、漁場の改良を進めます。漁港および漁港施設の計画的な整備を進めます。

#### 生産・加工技術の向上

市場ニーズにあった種類の稚魚の中間育成、放流など資源管理型漁業の推進を図るとともに、消費者ニーズにあった水産加工品の開発や加工業者の育成を支援します。

#### 流通・販売の拡大(需要喚起)

魚食の普及、PR、ブランド化を推進するとともに、産業観光の充実を図り販売の拡大に努めます。

#### 異業種交流の促進

うめ産業、山産業との連携を進めるとともに、共同 PR など相互のメリットを引き出す体制整備を進めます。

## 第2節 交流産業の振興

### 《現況と課題》

みなべ町の商業は、卸・小売業とも商店数は減少傾向にありますが、従業員数、商品販売額はおおむね増加傾向を示しています。車社会の進展により住民の行動範囲が拡大し、郊外型大店舗が近隣市町などに立地したことで多くの需要が流れだし、また消費者ニーズの変化、規制緩和、価格破壊などにより商業環境は厳しい状況におかれています。今後、中心市街地などの商業を活性化するためには、大店舗との差異化を明確にし、地域密着型できめ細かいサービスを提供できるよう商工会をはじめとする関係団体と個々の店舗が連携し、経営体質を改善・強化していく必要があります。

みなべ町の製造業は、事業所数、従業員数ともに大きな変動はありませんが、工業出荷額は減少傾向にあります。業種は食品加工業が事業所数、出荷額とも半数を超えています。梅の加工は、低塩梅干や味付け梅干など消費者ニーズに対応した新商品の開発が進んでいますが、原材料の仕入れ価格や量の安定化、他産地との競争などの厳しい環境への対応策として、新製品の開発、経営の近代化、販路開拓、人材育成などを進めていく必要があります。食品産業以外には繊維や製材などの業種がありますが、廉価な海外製品に押されて厳しい経営を強いられています。今後はよりいっそうの合理化、新製品の開発、第二起業などが求められます。さらに、雇用確保の観点からは新たな起業や誘致が求められています。

主な観光資源は、千里の浜、南部梅林、岩代大梅林、うめ振興館、紀州備長炭振興館などがあり、日帰り客は増加していますが、宿泊客は減少傾向にあります。宿泊施設は、旅館2ヶ所、民宿6ヶ所、国民宿舎1ヶ所、町営宿泊施設1ヶ所、ビジネスホテル1ヶ所、リゾートホテル1ヶ所、その他施設1ヶ所あり、宿泊可能人員は1,458人となっています。近年の観光は、みる観光から参加・体験型の観光が主流となっています。今後、みなべ町の観光は、多様化する観光客のニーズに応えるとともに、町の産業と連携し、消費の拡大、ブランドの確立、ファンづくりなどに結びつける必要があります。

### 商業の推移

年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年
商店数(店)	284	276	269	258	244
従業員数(人)	1,015	1,052	1,148	1,167	1,101
年間商品販売額(万円)	1,512,646	1,714,490	1,995,282	1,689,430	1,971,109

資料：和歌山県の商業(商業統計調査結果報告)

工業の推移

年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
事業所数(所)	116	103	95	121	91
従業員数(人)	1,865	1,863	1,828	1,855	1,783
工業出荷額(万円)	4,242,098	3,970,871	3,542,126	3,388,009	3,247,831

資料：和歌山県の工業(工業統計調査結果報告)

H15 年は全事業所対象、他は従業員数 4 人以上事業所対象

観光客の推移

単位：人

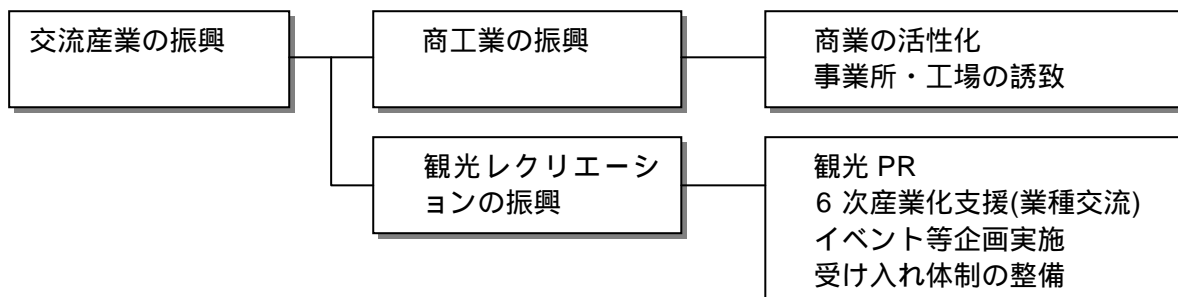
年	平成 5 年	平成 8 年	平成 11 年	平成 14 年	平成 17 年
宿泊客	39,120	111,850	97,951	136,761	166,002
日帰り客	145,440	237,353	524,989	594,674	561,353

資料：県観光客動態調査報告書

〈基本方向〉

新産業の起業や事業所等の誘致により若い年代の定住を促すことで、定住人口・交流人口を増大し、サービス産業の活性化につなげます。このようなさまざまな好循環を生み出すため、町内の産業が有機的に連携し相互にメリットを生み出すよう、全産業の 6 次産業化を念頭に置いた産業戦略を進めていきます。

〈施策体系〉



商工業の振興

商業の活性化

商工会などの関係機関と連携し、消費者ニーズに対応したきめ細かいサービス・生活情報が提供できる店づくりを支援します。

事業所・工場の誘致

環境に優しい事業所・工場の誘致を図るとともに、第二起業やベンチャーによる新規立地企業の育成に努めます。

観光レクリエーションの振興

観光 PR

観光協会と連携し、観光資源や各種イベント開催などの観光 PR 機能を強化し、観光推

進体制の整備を図ります。また、近隣市町と連携を図り、広域観光ネットワークの確立を図ります。

#### 6 次産業化支援(業種交流)

産業全般の活性化に資するよう、同業種での6次産業化のみならず、各種産業の連携強化と6次産業化の戦略を検討します。

#### イベント等企画実施

地域資源を生かしたイベントを支援するとともに、修学旅行や、臨海・林間学校等教育旅行を積極的に誘致していきます。

#### 受け入れ体制の整備

宿泊施設等の整備の充実とともにサービスの向上を図り、受け入れ体制を整えます。

# 参 考 資 料

## みなべ町長期総合計画審議会条例

---

平成 16 年 10 月 1 日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、みなべ町長期総合計画を立案するため、審議会を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、町の長期総合計画に必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 諸団体の代表者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会には、会長 1 人、副会長 2 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務局)

第 7 条 審議会の事務を処理するため、企画管財課に事務局を置く。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する

## みなべ町長期総合計画審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

番号	氏名	役職
1	天 野 仁	みなべ町青少年育成町民会議会長
2	伊 藤 武 好	みなべ町長寿クラブ連合会長
3	植 田 英 明(会長)	みなべ町商工会長
4	大 野 征 生	みなべ町教育委員会委員長
5	小 川 猛	みなべ町議会梅の里まちづくり政策調査特別委員会委員長
6	尾 崎 剛 通	みなべ町長期総合計画住民会議会長
7	尾 崎 泰 弘	みなべ町区長会長
8	河 邊 信 吉	みなべ町民生児童委員会会長
9	串 野 勝 一	みなべ町長期総合計画住民会議会長補佐
10	小 田 康 子	清川婦人会長
11	小 山 智 久	みなべ町小中学校長会世話人(岩代小学校長)
12	鈴 木 操	みなべいなみ農業協同組合長
13	泰 地 一 郎	みなべ町観光協会会長
14	谷 川 英 子	上南部婦人会長
15	寺 谷 恵 子	食生活改善推進協議会長
16	永 井 恵 子(副会長)	南部婦人会長
17	中 早 大 輔	青年クラブみなべ会長
18	西 定 吉	みなべ町農業振興協議会長
19	西 川 弘 海	みなべ町社会福祉協議会長
20	西 口 圭 子	高城婦人会長
21	西 野 正 和	南部町漁業協同組合長
22	原 正 昭	みなべ町備長炭生産者組合長
23	平 井 克 美(副会長)	みなべ町農業委員会会長
24	松 本 信 明	みなべ川森林組合長
25	松 本 美小夜	みなべ町長期総合計画住民会議会長補佐

## 長期総合計画諮問書

---

みなべ第3916号

平成18年8月4日

みなべ町長期総合計画審議会

会長 植田英明様

みなべ町長 山田五良

### みなべ町長期総合計画基本構想、基本計画について（諮問）

地方自治法の規定に基づき、みなべ町においても総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、基本構想、基本計画からなる、みなべ町長期総合計画を策定しなければなりません。長期総合計画は、新町建設計画を包含し、さらに発展させた計画として、みなべ町の行政を運営する際の根幹であり、各分野の個別計画を策定するにあたっての指針となるべきものであります。

みなべ町の新たなまちづくりを確実に推進していくため、速やかに策定する必要がありますので、ご審議いただきたく諮問いたします。

---

## 長期総合計画答申書

---

平成18年12月4日

みなべ町長 山田五良様

みなべ町長期総合計画審議会  
会長 植田英明

みなべ町長期総合計画基本構想・基本計画案について（答申）

平成18年8月4日付みなべ第3916号により本審議会に諮問された「みなべ町長期総合計画基本構想・基本計画案の策定」について、別冊のとおり答申します。

なお、基本構想・基本計画の具体化に向けて、住民参画のもと協働でまちづくりが進められることを希望します。

策定の経緯

		住民会議	庁内体制	審議会	町議会	その他
平成 17 年度	11月					
	12月	第1回会議 (15日)				
	1月	第2回会議 (23日)	第1回ワーキング (23日)			
	2月	第3回会議 (9日)				
	3月	第4回会議 (2日)	第2回ワーキング (22日)			
平成 18 年度	4月	第5回会議 (25日)				
	5月	第6回会議 (25日)	第3回ワーキング (9日)			
	6月					
	7月		第1回策定委員会 (11日)			
	8月		第2回策定委員会 (11日)	第1回審議会 (4日)		
	9月			第2回審議会 (11日)		
	10月		第3回策定委員会 (11日)	第3回審議会 (30日)		
	11月					パブリックコメント (10日~24日)
	12月				構想案上程 (7日)	
	1月					
2月				まちづくり委員会 (13日)		
3月				基本構想議決 (20日)		

---

## みなべ町長期総合計画策定に係る住民会議会則

---

### （名称）

第1条 この会は、「みなべ町長期総合計画策定に係る住民会議」（以下、「住民会議」という。）と称する。

### （目的）

第2条 住民会議は、みなべ町長期総合計画基本構想策定に向け、ワーキング会議及び策定委員会に政策等を提言することを目的とする。

### （活動内容）

第3条 住民会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 みなべ町の将来像および政策の検討
- 二 その他、住民会議において必要と認めた事項

### （構成）

第4条 住民会議は、区長推薦によるみなべ町在住の住民からなる委員で構成し、これを構成員と称する。

2 前項に掲げる者のほか、必要に応じ学識経験者、行政機関、専門団体等の職員を参加させることができる。

### （会長及び会長補佐）

第5条 住民会議に会長1名及び会長補佐2名を置く。

2 会長及び会長補佐は、委員の互選により選出する。

### （会長の職務）

第6条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、会長補佐がその職務を代理する。

### （会議の開催）

第7条 会議は会長が召集し議長となる。

2 会議は、公開とする。

### （参加者の心得）

第8条 住民会議に参加する者は、次の各号を遵守するものとする。

- 一 構成員は、自由に発言を行うものとする。
  - 二 それぞれの発言を尊重する。
  - 三 発言者の意見、立場を理解しながら、積極的かつ建設的な発言を行う。
  - 四 みなべ町長期総合計画への提言事項は、住民代表によるものであることを認識する。
- 2 参加者は、前項の心得に基づき会議の円滑な運営に努めるものとする。

(任期)

第9条 委員の任期は平成18年6月30日とし、住民会議への途中入会及び脱会は原則ないものとする。

- 2 互選された会長及び会長補佐の任期は委員任期に準じる。

(会議)

第10条 会議は、大多数の委員が同意を得るまで話し合うものとする。

(事務局)

第11条 住民会議の事務局は、みなべ町企画管財課に置く。

- 2 事務局が行う業務の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 委員の推薦要請
  - (2) 住民会議の運営補助(開催通知、会場準備等)
  - (3) 住民会議における必要な資料のとりまとめ
  - (4) 会議録の作成
  - (5) 会則第4条第2項の規定により会議に参加する学識経験者等の手配
  - (6) その他、住民会議で必要とした事項

(会則の改正)

第12条 この会則を改正する場合は、出席委員の三分の二以上の同意を必要とする。

(雑則)

第13条 この会則に定めるものの他、必要な事項は、その都度会議で定めるものとする。

附則

この会則は、平成17年12月15日から施行する。

---

 みなべ町長期総合計画策定に係る住民会議委員名簿
 

---

(五十音順、敬称略)

氏名	字名	備考
有本 義宣	東岩代	
井出 豊	筋	
上村 緑	土井	
尾崎 剛通	西岩代	会長
木下 登吉男	晩稲	
串野 勝一	大川	会長補佐
坂本 さわゑ	東本庄	
白神 謹二	新町	
田川 康彦	東神野川	
谷 省吾	芝崎	
土井 康州	芝	
中松 美穂	徳蔵	
西川 洋子	西本庄	
碓 紀代美	熊岡	
藤原 弘行	東本庄	
前山 雅敏	堺	
松本 設夫	片町	
松本 美小夜	東吉田	会長補佐
室井 貴子	南道	
森本 治代	新庄	
山下 真紀子	埴田	
山下 長数	千鹿浦	
山中 耕司	山内	
山村 昭子	大川	

## 用語解説

---

### IT (アイ・ティー)

Information Technology (情報技術) の略。パソコンを中心としたハイテク機器やインターネットなど新しい通信、情報技術が急速に発展、普及し、世界の仕組みをかえようとしている。大きな社会の変化、生活の変化をもたらすということから、「IT革命」といわれる。

### グローバル化

経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになること。

### コミュニティ、コミュニティ活動

共通の目的や問題意識を持ち、相互の情報交換や情報共有を通して、共同で目的の実現を推進する人の集まり。自治会を始めとして、地域のつながり(地縁)によって集まる地域コミュニティや、個々の関心や趣味など特定のテーマによって集まるテーマコミュニティがある。

### ボランティア

一般的に自由意志による自発的・非営利目的で、その対象が公共的である活動をいう。

### 少子・高齢化

少子化と高齢化が同時に進むこと。日本の少子・高齢化のスピードは世界的に見てもきわめて高速で、このまま少子・高齢化が進むと公的年金をはじめとする社会保障制度が深刻な影響を受けることになる。

### 地方分権

国と地方公共団体とが、分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること。

### 地球温暖化

化石燃料(石炭、石油、天然ガス)の使用その他の産業活動によって「温室効果ガス」(二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素(窒素酸化物)、フロンガス)が大気に排出され、そのために地球の温度が上昇することを地球温暖化という。

### ガバナンス

主体性、自発性および公益性に基づき、関与する行為者が目的意識を強くもって行う意思決定・

---

## 合意形成システム

### ガバメント

拘束力、強制力をもつ法制度による権利、義務に基づき、組織の正統性と一貫性を維持しながら行われる意思決定・合意形成システム

### NPO(エヌ・ピー・オー)

Non-Profit Organization(非営利団体)の略。営利を目的としない公共的な活動を行う民間団体。平成10年、これに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法(NPO法)が成立した。

### バブル経済

バブルとは「泡、あぶく」のことで、バブル経済という場合は、土地や株式などの資産価格が、投機目的によって実体以上に異常に上昇しつづけることをいう。日本でこの用語が一般化したのは、1986年(昭和61)ごろから株価と土地価格の上昇がはじまり、88年と89年(平成元)頃には、はげしい騰貴となって、バブルであることが、だれの目にも明らかとなってからである。

### ワークショップ

参加型体験学習の意味で、問題解決やトレーニングの手法として、近年は企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている。ワークショップは、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役が、参加者が自発的に発言する環境を整え、参加者全員が体験する形で運営する。

### バリアフリー

障害のある人が生活の中で障壁(バリア)となっているものをとりのぞくこと。もともとは建築の言葉として使われ、建物のなかの段差など、障壁をなくす、という意味で使われていた。しかし、現在では、障害者や高齢者の社会への参加を困難にしている社会や制度上の障害、心理的な障害をとりのぞく、という意味でもつかわれる。

### パートナーシップ

まちづくりなどにおいて、住民、自治会、NPO、事業者、行政などの各主体が対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく、相互の信頼関係のことです。

### 協働

ある課題について関係する住民、自治会、NPO、事業者、行政などの各主体が、共通の目標に向かって対等の立場で協力し合うことです。対等であると同時に、自主的、自律的であること、相互理解があること、目的、情報を共有すること、公開することが重要です。

### コミュニティビジネス

地域の多種多様な課題、要望を満たすために、住民が主体となって、地域の資源を活用しながら展開していく地域密着型のビジネス。

### 里山

一般的には市街地や集落周辺において林産物、有機肥料、薪炭などに利用されてきた林をいう。本市においては薪炭材として大きな役割を占めた。近年、住民に身近な緑として評価されるようになり、生物の生息空間のつながりとして大きな役割を担う。

### ライフライン

水道、ガス等の供給処理施設、電気通信施設、交通施設など、人間の生命や生活の維持に直結した構造物。

### ボーダーレス

国境を越えて人やモノが活発に動くこと。経済活動などが世界的規模で行われ、国境の概念が薄くなっていくこと。

### ホームヘルプ

日常生活に支障がある高齢者、障害者等がいる家庭にホームヘルパーを派遣し、家事・介護等を行うサービス。

### デイサービス

障害者や在宅老人を施設などに送迎し、日帰りで入浴や食事などを提供する支援事業。

---

# みなべ町長期総合計画

(第一次)

平成 19 年 3 月

---

発行 みなべ町

〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝 742 番地

TEL 0739-72-2015 (代表)

編集 企画管財課

---